明治廿五年七月五日發行

女鑑

第十八號

東京國光社

女鑑第十八號目次

靜之前



女鑑 第十八號

女鑑

「我」といふ感念は女子にも亦必要なり（承前）

之を小にして、一家の上よりいはんか。女は夫を輔翼して、一家の内政を掌るものなれども、この「我」といふ感念なくんば、その輔翼の功を全くすること能はざるなり。却りて、夫をして、過悪を増さしむることあるべし。唯順柔の一方にのみ偏する時は、男子の命令は、善悪ことごとく、命のまゝに流るゝの弊を生じ、この弊の極まる所は、遂に他の過をとげしめ、又自の地位を失ふに至るなり。又これを、一國の上よりいはんか。獨立の權を有して、他國と比肩・對峙する所以は、その國民の「自我」の精神に富めるを以てなり。而してその國民はことごとく、

婦人の手に鞫せられて、これが教育を受くるものなり。故に、國民に「自我」の精神ある厚薄は、その婦人にして母たるべきもの、「自我」の精神に比例して知ることを得べきなり。是れ古來より、教育の重きを母に委する所以なり。

猶又今日、日本邦獨立維持の一方法として、海國志操といふことを、頻りに唱ふるものあり。これ實に道理あることにして、本邦獨立の計をなすに必要なる志操にして、世人は本邦を以て、英國の如く、商業國となすべしとはいふなり。本邦は、東洋の英國たるべしとはいふなり。然れども、英國の如く、海兵を養ふべしといふ者あるは稀なり。軍艦を盛りに製造すべしといふ者あるは稀なり。英國の商權を、世界に專にすると共に、海軍軍艦の、世界に比肩すべきものなきを知らば、我が邦も亦英國の如く、海國の志操を養成せざるべからず。海國の志操を養

成せば、これと共に、海軍軍艦を共に隆盛製造せざるべからず。然らされば、海國たるが爲に、ひとり商業のみ盛んにすべしとの理由もたゝざるなり。さて、この海國志操を養成すべしといふは、現在の人は勿論なれども、今日以後發生の子弟に、その希望を屬せざるべからず。今日以後發生の子弟敎育は、乃これ今日婦人の任にあらずや。一家の事とは異にして、かゝる一國に關する大事は、一層「自我」の精神より來らざるべからざるなり。この「自我」の精神は、普通婦人の地位を守る所の「自我」の精神とは、聊異なる所あるべけれども、この志操は、互に連鎖して、分離すべからざる所のものなり。故に、普通婦人の地位を保つべき「自我」の志操あるに非れば、かゝる一國に關する「自我」の精神は發せざるものなり。かくの如く論じ來らば、婦人の「我」といふ感念の必要なること、ます〳〵判然た

ることを知るべきなり。

又目を轉じて、この「我」といふことの感念の必要なることを、婦女學校についてゝ見よ。當今新教育主義を以て、音樂と洋學とを以て、主眼となす女學校はいざしらず、所謂われ〳〵、女鑑の主義となす温柔の美德を以て、敎育の主眼となす女學校に就いて、觀察を下すに、その敎育の弊、温柔に過ぎて、婦人をして、腐敗せしむる傾きなしといふべからず。これが一例を擧ぐれば、例へば、敎師の講義を聽取し得て、後已れが心に、充分會得せざる事實に於いても、質疑を起こして、敎師に反問することを爲さざるが如きこと是れなり。これ等は、大に學業の進歩を妨ぐること、大なるものと謂ふべし。又敎師より殊更に、これを啓發せんが爲に、生徒に質問を發することあり。これ等も、その温柔なる極度に至りては、こ

れを咽喉にまでは發し得るも、口頭音をなして、判然その答辨をなし得ざるが如きも、又その一例なり。但しこれ等は、唯その啓發の順導にそむきて、學業の進歩を遲鈍ならしむるのみに止まると雖、その習得したることを、他人に傳遷會話し得ざることに至りては、その教師と父兄とに、恥辱を與ふること間々あるものなり。父兄は、その子女の學業を誇ることあり。又その區域までは、習得なしたることを自認するものなり。教師は第二の父母にして、父兄と仝じき感念を抱くものなり。然るを、その温柔なるが爲には、この父兄教師の希望を空しうするものなれば、これ等は、大に注意すべきことなり。而してこの原因する所は、温柔に傾きて、「自我」の精神に乏しきによるなり。

以上陳述する所は、唯婦人にも、「自我」の感念の必要なる一班の事實をのべたる

ものなり。故に、吾々は、婦人の温柔なると共に、「自我」の感念の必要なるを認むるものなり。然れども、その「自我」の感念の増長するは、却りて婦人をして、婦人の地位を失はしむるものにして、この極点は、温柔の極点に陥りたるものよりは、一層の悪弊あり。是れ婦人の天性は、温順柔和に基づくものなればなり。吾人の、常に温柔につきて、婦人の言をなすものは、是れが爲なり。こは猶數千万言を費やして、足るべきものに非れば、以後この事に就いては、順次その說を述ぶることを怠らざるべし。

（完）

論說

所謂自由結婚の弊（承前）

武谷水城

第三、自由結婚は家族制度を破壞す。我邦の家制は、歐米各國の家制と大に異なるもの有。祖先崇拜の家也。家長制度の家也。玆を以て、子孫其父祖に孝に、祖先の靈を家神と崇め、幾百千年家名のあらん限り、之に奉仕して敢て或は怠らず。身を輕と爲し、家を重と爲す。此故に、妻を迎ふるを娶と言ひ、婦人の嫁するを歸と言。夫の家に歸るの謂なり。(支那も我國と同く、族制の國柄也と雖、人に嫁したるもの猶其父家の姓を冐す事、泰西諸國と異らず。我邦と同からず。)決して單一なる一男一女の愛情に依て、一時の「ホーム」(家)を形るが如き、單一のものに非ず。夫の家族と爲りて父母舅姑に事へ、夫の祖先に奉し、巳老れは亦夫と共に子孫に奉仕せられ、死しては奉祀せらるゝなり。之れ我邦家制の大本也。馴るゝものは其貴を忘れ、新なるものは其弊を認めず。我邦の族制に因る男女の

間の弊害（然も救濟の道を講し得らるべき）あるを見て、遽に家制の思想殆皆無なる、耶蘇平等國の婚姻法を捕來て、此我邦治家平天下の基礎たる家制の上に施んと爲す、寸善尺害、意表の外に出るものあらん。抑、耶蘇宗教國の俗、既に個人を以て主位と爲す。天地間個人より貴きもの、唯一の耶蘇あるのみ。「ホーム」有と雖、一男一女雙愛の情に因りて、居を同するに不過。一朝合ざるあれは、夫妻容易に法庭に相爭ふ。其共同の義務と爲すもの、或年齢に達るまで、己が兒を鞠育するの一事あるのみ。家に待養すべき父母なく、奉祀すべき祖先無し。人死すれは、天國若くは地獄に歸るのみ。子孫是を祀るの要なく、家名を相續するの要もなし。此く父母も無く祖先も無き國柄にありては、男女自由に相婚し、隨所に一時の家を形るも、其國の世道に妨無きのみならず、單に局部をのみ觀る時は、

亦羨むべきものもあらん。只之を國家發生の元素の異りたる我邦に移し植て、芽を發し花を開くあらば、これ既に我邦族制の破れたる也。族制の破るゝは國體の破るゝ也。五七年來の新婦中には、自由に結婚爲したるものに非るも、既に夫の父母を省ず、祖先の祭祀を知らず、在家の思想皆無の徒ありと聞く。履霜而堅氷至。國家教育の重任に當るもの、三たび意を留めざるべからざる也。

第四。自由結婚は建國の體を破壞す。一夫一婦の婚交が、國体を破るとは、請取難しと云ふものあらん。され共、父母の命を俟ずして、婚を子女の自由に結ぶ。親を無するは、君を無する也。父子の親無きは、君臣の義無きなり。蓋、建國の體なるものは、諸多の特異の元素の集合により成りたるものにて、中にも、宗教に籍らず、族制根據と爲りて發達爲したるは、是れ我が帝國の万邦に卓絕する所

以にして、皇室の千古變らせ玉はざる所以、亦寔に茲に在る也。國と家と二物にして、二物に非ず。皇室は此國の宗家に在ます也。國に二君無きは、家に二主なきが如く。至尊の臣民に於せらるゝは、猶家長の家族に於るが如く。家長は一家祖先の靈を代表し、至尊は一國祖宗の靈を代表爲せ玉ふ。茲を以て、全國の臣民、天地と無窮、之に奉仕して敢て或は怠らず。今夫婦は人倫の始め也。族制の本也。然るに、其本既に全く人の倫常を捨てゝ顧みず、單一なる個人を本と爲し、清汚混交濫用極り無き、人生私愛の情慾のみより成る。茲を以て男女私愛の爲には、父母を顧みず、君に於て何かあらんや。既に家の祭祀を知らず、何ぞ國の祖宗を問はんや。於茲乎、我が建國の體、既に壞る。

以上四項は、所謂自由結婚中に潛伏爲したる、毒素と認む。或は曰。「人各其所」好

に從て、自由に婚するは眞理也。世間眞理より貴きもの無し。夫理の在る所、他を顧るを須ゐずと。博士學士と稱するもの、猶此語を口にするを聞く。世の學理に偏するもの、君臣父子の義、齊家治國の道をも、眞理を以て律せんと欲するも、此等の事、豈一に眞理を標準と爲して、處し得べきものならんや。愛理を以て只一の本尊と爲し、理のある所、復君臣、父子、夫婦の大倫を顧みずんは、之れ實に眞理なるものは、國を蠹し倫を破るの大賊のみ。國を蠹し倫を破るもの、是豈眞理の本色ならんや。抑君臣父子夫婦の大倫、皆是れ人類が至靈至妙の感想に成るものにして、悉く學者の所謂眞理の配下に支配さるべきものに非ず。眞理の爲めに動搖すべきものに非る也。況んや、眞理に非るものをや。且東西古の聖賢、理を說く所以の旨は、當時人心の迷乱を反し、人生の幸福を全せしめんと爲るに

あるのみ。空理以て世を攪亂せんと欲するには非る也。然るに、今其國の元素を異にし、其結合の方を異にし、其發達の法を異にしたる、宗教國個人爲主主義のものに眞理の名を與へ、之を我が族制國に移す時は、直接にしては、親を無し、家を無し、間接にしては、君を無し國を無す。是我が眞理に非る也。亦彼の所謂眞理の意に非る也。又況んや、人の子女たるもの丶其父母に於る、天地に等敷大恩ある事、言ふ迄も無く、生ては之に仕へ、死しては之を祭るは、天理なり。人の至情也。是則眞理也。由是觀之、耶蘇平等國の人事を以て、直に東洋族制國の表面に移さんと欲するは、恰も非眞理を以て、眞理を矯んと爲すもの也。而其蠹毒の更に大なるものの有を覺らず。嗚呼、是豈獨り結婚の自由に於るのみならんや。

或又曰、歐米の國にて、自由結婚行はるゝも、其實は慈母監督の下に立ものにして、父母の命に背て婚を爲す時は、父母其財産を分與せず、之を以て放縱に流るゝを防ぐに足ると。所謂自由結婚を賛するもの、亦此邊の意旨ならんか。然らば則、之亦一種の干渉結婚に他ならざるのみ。只財産を以て、子女の情慾を牽制せんと爲すに至りては、殆ど倫を離れたるものと謂ふべく、其陋可賤也。蓋自由と放縱と、同からずと雖、苟も自由結婚と呼ぶ。其定義不明なるものある時は、一轉して放縱と爲り、再轉して野合と爲らざるもの鮮からん。放縱野合の婚交は、禽獸の行のみ。大古原人の雜婚のみ。泰西諸國固より此の如くならず、終に干渉結婚の範圍を全く脱出する事能はざる也、然るに、獨り我邦從來の婚姻に、干渉結婚の稱を與へて之を排し、以て漠然たる自由結婚の新字に眩して、之を實行せ

んと試む。從來彼邦の制度を採るに當り、名稱の美なるが如くなる爲に、其實を誤り、意外の禍根を釀生爲したるもの、少からざるべし。況んや、自由の字の定義と範圍明確ならず、動もすれば放縱無關渉と、間髪を容れざるものあるをや。又況んや我が弊を矯るに、斯る漠然たる危嶮至極の字を不借して、自ら矯正の道あるをや。從今自由結婚の文字は、我邦子女の品行の爲、我邦齊家治國の大礎たる、彝倫の爲め、族制の爲、万邦に冠絶たる建國の體の爲、宜く束ねて大平洋の濱に棄べきもの也。

夫れ、干渉は轉じて强制と爲り、又進で擅制となり、婦人中には、其間に不可言の辛苦を嘗るものあるのみならず、其隨件として、自任の氣乏しく、家の爲めに國の爲めに、結局不利益少からざるものある事、是我が婚姻法と族制とに伴ふ一

弊なり。是を救ふに、趣旨漠然として危嶮の毒素を含み、到底其儘にては、我族制國に兩立爲し難き。自由結婚の字を不借して、他に其法無らんや。之を論ずるは本編の旨に非ず。其他、婚姻の起元沿革等を、内外の事實に徴するに非ざれば、其眞相を詳にし難きもの有と雖、之亦短編の能く盡すべき所に非ず。（完）

女子の至尊とは何ぞ

前川弘一郎

凡そ人の禽獸に異なるは、能く禮義を重ずるを以てなり、禮義とは人事の規則にして、爲すべき事あり、爲すべからざる事あり、務むべき所あり、行ふべからざるものあり、一々皆禮に從ひ、義に悖らざることを務むるを以て、人たる道を盡すと云ふ也、是故に父子には其禮義あり、夫婦には其禮義あり、兄弟には其禮義

あり、之れ一家の親を睦くする所以の道なり、君臣には其禮義あり、朋友にハ其禮義あり、之れ天下の公義を厚くする所以の道也、又其私親の伯叔父母より、從兄弟姊妹などに至るまで、皆各其義理の當然によりて、恩を推し義を念ひ、尊敬を加へ慈愛を施すの階級ありて、差別の正しきは、これ亦人道の要義也、

近來西洋學の盛なりし爲め、我國固有の禮義は、自然に敗れて修らず、人倫は日に廢れ月に衰へて、遂に世間一般に、輕薄淫乱の風とぞなりにける、婦人亦此風を受け、尤も其弊に陷り、殆西洋人の僞物となるが如き者多矣、實に嘆ずべきの至りならずや、

天下皆かゝる有様となるに至りては、婦人の大道に適ふべき行ひなきは當然のことにして、怪むに足るものなし、或人嘗て女子の至尊とする所は、父母か、又は舅

姑か、夫か、三者の中何れを第一尊とすべきと問ふものあり、甚しい哉、人の道に暗く義に明かならずして、益禽獸に陷ることや、我日本をして、かゝる不文明なるものたらしむるもの、誰の罪ぞや、昔は東方の君子國とまで、他國より稱贊せられたるに、今ハ此等の事まで、辨ぜざるものあるに至るは、實に慙づ可きの限りと云ふべし、

夫れ天は上にして尊く、地は下にして卑く、而して乾坤定る、男尊く女卑くして人倫序つ、故に人の男女あるは、天地の陰陽あるが如し、尊卑の別正しくして禮其間に行はれ、上下の分定まつて和其中に生ずるなり、婦人獨り世に立つこと能はず、必ず其配を待つ、猶地の獨り存するなく、必ず天に對して万物を化生するが如し、故に婦人の尊ぶ所は、男子に若くなし、何となれば、天日二なく地王二

なし、婦人亦二尊あるの理なき也、且婦人は人に歸するものなり、家に在りては父を尊ぶ、出嫁すれば夫を尊ぶ、唯一にして無二なり、故に三從の義と云ことありて、初め家に居て父母を尊敬することは、衆子と異なることなきは當然なり、既に人に嫁しては、自ら其地位を變じたるなり、是に於ては、其父母を尊むと雖も、夫に過ぐることを得ず、夫に事ふること、猶臣の君に於けるが如くなるべし、是れ己の體を齊しうする所にして、夫に非ざれば、我身を歸する所なければなり、是女子の最も注意すべき所也、夫既に死して後は、其の子に從ふなり、これ其の本宗にして、先祖の正體を以て父に繼ぐものなればなり、之を三從の義と云ふなり、されば婦人は、夫を以て至尊とすること明白なり、凡そかゝる事は、人道の至要なれば、古より細かに其義理を明にせるなり、且此の三尊(父母、舅姑、夫)に對する

義理の輕重の如きは、信に容易ならざるとにて、婦人の尤も注意すべき所なり、若し之に暗きときは、必ず日常の差支あるのみならず、遂には大なる過をなすに至るべし、豈忽にすべけんや、
我朝神世の昔より、男尊女卑の道正しく、男女別あるの禮明かに、婦人尊を二にすることなきの教に至るまで、數千万年の前に定れり、今聊か其著るゝ者を擧げんに、伊弉那岐尊(男神)伊弉那美尊(女神)の夫婦の禮を行ひ玉ふや、男神先づ研哉の詞を唱へ玉ひ、女神之に答和し玉ふとあり、是れ則はち男尊うして上なるが故に、女に先つの義を明かにし玉ふ也、又婦女は柔順の性を受くるものなれば、必ず男子剛健の性に服從すべきの道理を示し玉ふ也、次に皇孫瓊々杵尊の木花開耶姫を召さんとし玉ふにも、開耶姫の直に自ら專ら之に應へずして、妾の父、大山祇

神はべれば、請ふ問ひ玉へ、妾は白すことを得ず、との玉へることあり、是れ則ち男女の間、自ら別ち正しくして、禮の厚きこと、、其の家にありては、父に從ふの義明かにして、敢て其身を恣まゝにせざるとを見る可るべき也、又大穴牟遲神(大國主)の妻須世理毘賣の、其夫に告ぐるの歌には、婦人二尊なく、又必ず二夫に見えざるの義を述べ玉へり、其歌に「八千矛の、神の命や、吾が大國、主こそは、男にいませば、うちみる、島のさき〴〵、かきみる、磯のさきおちず、若草の、妻もたらさめ、(是までは、八千矛神即ち大國主神(同神にして數名あり)は、男に在ませば、所々に美麗なる婦人を妻とこそなさるべけれ、と云ふ意なり、)吾はもよ、女にしあれば、汝をおきて、男はなし、汝をおきて、夫はなし、」云々(是までは、吾は女にあれば、汝命をおきて、外に夫はなきものなりと云ふ意なり、)とあり、是

れ則ち婦人の至尊は、夫より外になきの義を明にかし、且男子は其の婦數人を畜ふとも、婦人は必ず二夫あるべからざるの義理を明にせる也、又古書に儀禮と云ふものあり、其喪服傳は、尤も人道の要義を究め、精微を盡したるものなれば、今又其中より、婦人の事に關するものを擧げんとす、喪服とは、喪事に逢ふときは、古には喪家及其親族は、其縁の厚薄に從ひて、皆な麻の服を制して之を着て、謹み居るなり、又其義の重きと輕とに因り、服の年月に差あり、最も重きを斬衰三年とし、二十五ヶ月服する也、次に期とて、十三月を服す、以下九月五月等皆其の輕きに從ひて服あるあり、

妻爲夫、傳曰く、夫は至尊也、(これには(斬衰三年)とて、喪を三年服するなり)、

女子子適人者爲其父母傳に曰く、父の爲めに何を以て期なるや、婦人斬を貳にせざるなり、婦人斬を貳にせずとは何ぞや、婦人三從の義あり、專はら

用ゐるの道なし、故に未だ嫁せざるや父に從ふ、既に嫁しては夫に從ふ、夫死しては子に從ふ、故に父は子の天也、夫は妻の天也、婦人斬を貳にせざる者は、猶は天を貳にせずと曰ふが如き也、婦人尊を貳にすること能はざる也、(下略)

(これは期の喪とて、一年即十三月を服するなり、斬を二つにせずとは、斬衰三年の喪を、二つと服することなきを云ふ、即尊重する所二つなきの義也、

婦爲舅姑、傳曰く、何を以て期なるや、從服也、(これも一年なり、婦とは舅姑よりして呼て言ふ辞なり、從服とは、舅姑は已れの生父母には非ずして、義を以て父母とする人なり、即其夫に從ひて、妻となり同體となる故に、我が父母よりも重じ敬すべきなり、故に、夫は父母に三年を服すれば、妻は一等を降して、期即一年を服す、これ夫に從ひて服する故に、從服と云ふ也)、

是の如く、精細に其の差等を示したれば、夫の爲には斬衰三年を服し、父母舅姑には期を服し、其親疎厚薄の別を明にするや至れりと云ふべし、是にて女子嫁して後は、夫を第一の至尊とすべきの理、益明かなるべし、尙他の諸書にも証とすべきもの、勝て數ふべからずと雖も、煩ければ擧げず、さて又其次第をいはゞ、夫を至尊とし、舅姑、父母と次第すべきか、されど舅姑、父母を尊ばざると云ふ理は、決して之れなし、夫の敬重する所、いかで敬重せざる可けんや、たゞ死生を共にし、終始を一にするものは、獨り夫あるのみ、呂氏が所謂、婦人は夫と体を同うするもの也、夫の事ふる所、亦之に事へ、夫の養ふ所、亦之を養ふとは是也、左傳に衞の雍姬が、其母に問ふに、父と夫との孰れか親なるを以てするに、其の母、人は盡く夫なり、父は一のみ、胡くんぞ比すべけんやと云ひしが如きは、實に

禮法にもとれる言と云ふべし、婦人女子たるもの、宜しく勉勵して、義理を明かにし、其身をあやまり、其行を欠くことなからんことを務めざるべけんや、

史談

靜の傳

井口隆太郎

靜は、磯禪師の娘にして、京師の白拍子なりき、もとより賤しき身なれば、氏も系圖も詳ならず、然れども、大方の白拍子とはたがひて、容貌の淸らかなるのみならず、心さま雄々しくて、大丈夫もはぢらふほどなりき、源義經、其の尋常ならざる志をあはれみ、召して妾とせり、靜いたく義經の恩に感じ、心のかぎり、萬に力を盡しければ、義經も內に顧る憂なくて、こよなく寵愛しけり、飛鳥川の淵瀨常ならぬ世の中は、昨日の花も、今日はちりすぎて影だにとゞまらず、榮枯盛衰のさだめなきこと、夢幻のごとし、源義經も、さすがに此の理を免るゝこ

と能はず、ゆくりなくも、頼朝の疑を蒙り、さながら浮雲のおほへる月の如くになりぬ、折しも土佐坊昌俊といふもの、兵を率ゐて鎌倉より走上りければ、義經必おのれを圖るためならんと思ひ召して、之を詰りしに、昌俊他なきを誓ひ、起請文を書きてぞ歸りぬる、されども義經は何となく、心うごき胸さわぎければ、靜に向ひていへるやう、「今夜はいと心もとなし、昌俊來りて、吾を襲はむも計り難し、ゆめお怠り給ひそ」、と靜大に驚き、外の方遠近打ち見やり、」實にさこそ侍るらめ、大路に塵たち人さわげり、固く警しめ給はずば、思ひ設けぬ禍や侍らん」とて、窃に二人の童を遣し、其の有樣を窺はせしに、二人とも夜更くるまで歸り來らず、あなあやしとて、又一人の婢を遣しゝに、やゝ暫くして、遽しく歸り來り、息も衝きあへず云ふやう、二童ともに、昌俊の門前に死に斃れ侍り、内には黑幕ひきまはし、鞍おきたる馬、矢おへる武士、今もや打ち立たむ景氣にて、曉、大佛まうでと云ひふらし侍れども、事のさま然るべくも見え侍らず、と未云ひ終らざるに、昌俊は六十餘騎を率ゐて來り、鬨の聲を擧げてぞ攻めたりける、内には慮らざる事なれば、主從纔に七騎なりしかども、義經は少しもさわがず、起請法師なでうことかあらむと

て、刀を執りて出でむとす、大方の女ならんには、心も消え胸もつぶるべきを、靜は、しづかに義經の袖をひかへ、「大なる堤も、蟻の穴より壞るとかや、小敵なりとて侮り給ふべからず」とて、甲冑弓矢を進めければ、義經聊かの傷だに受けずして、忽昌俊を討ち退けぬ、

賴朝此の事を聞き大に怒り、直に追討の兵をさし上すよし聞えければ、義經は京をさわがし人を傷はむも、心憂きことなればとて、遂に京を立ち出でぬ、筑紫にと心ざしゝかども、海上風にあひて果さず、遂に吉野山にぞかくれける、靜は何處までも伴ひ行きて、生死を共にせむ志なりしかば、猶こゝにも從ひ來れり、天運盡き果つれば、四面皆楚歌をうたひ、山僧ども竊に謀を廻し、將に義經を攻めむとす、大風にあへば、連理の木も終を全くすること能はず、義經今はせんすべ盡き、靜に金寶を與へ、をしき袂を別ち、雜色をして之を京に護送せしむ、靜は心も空になり、道芝の露消え行く思ひに、足も運ばざりしが、天運いかにつきはてけむ、雜色どもまで心かはり、其の金寶を奪ひとりて逃げ去れり、靜は梶なき捨小舟の如く、如何はせむと、たゆたひ居たりしが、遂に山僧の爲に捕らはれ、京師にこそは送られけ

れ、北條時政此のよしを鎌倉へ報じければ、賴朝召しよせて、義經の行く方を問ふ、靜かたく知らずと答へて伏せざりしかば、猶鎌倉に留めおかれける、

賴朝の妻政子、靜の歌舞を善くすることを聞き、召して觀むと欲すれども、疾ありといひこしらへて行かず、且云へるやう、「妾もとより賤しき身なれば、聊惜むに足らざれども、今は豫州(義經伊豫守なれば此く云ふ)の後房とあれり、いかでかおほくの人に耻見せむ、あはれ此の事ばかりは免し給ひてよ」とかなしみ訴へけれども、政子は思ひ止まざりけり、既にして賴朝、政子と鶴岡の社に詣で、靜を召して舞を望みければ、靜はあく〳〵云へるやう、「妾今は離別の悲に堪へず、いかでか歌舞する意侍らむ」とて、固くいなみけれども、賴朝再び三たび請ひて止まざりければ、靜も今はせんすべなく、起て歌ひ舞ふ、工藤祐經皷をうち、畠山重忠銅柏子をうつ、靜まづ歌ひて曰はく、

吉野山みねのしら雪ふみわけていりにし人のあとをたづねむ

此は、義經の跡を慕ふ誠心をあらはしたるものなり、次に、

しづやしづしづのをだまきくりかへし昔を今になすよしも哉

此は、離別の悲しき意をあらはせるなり、立ち舞ふすがた、ひるがへせる袖、天つをとめの、霓裳羽衣の曲を奏づるかとおもはれ、歌ひ出でたる音聲、上下する調子、まことに行雲をとゞめ、林木を動しつべし、されば聞く人々みな、あはれを催さゞるはなかりき、頼朝いたく怒りて云らく、「今日神のみ前に於いて、歌舞を奏づるには、關東の萬世をこそ祝ふべけれ、さるに、返りて叛人を慕ふは何事ぞ、」と聲あららかに罵りければ、政子さま〴〵に云ひなぐさめて、其の操をたゝへければ、頼朝も心とけ、衣を簾外に出だし、其の日の纒頭とぞしたりける、又あるとき工藤祐經、梶原景茂等、靜の家に行きて、宴を催すことありしに、靜の母磯禪師も、また酒をたすけて興を添へ居たり、景茂醉に乘じて、竊に靜を挑みしに、靜大にいかりて云へるやう、「吾が夫は鎌倉殿の連枝にして、我は其の侍妾なるぞかし、汝は其の家人に非ずや、吾が夫若しおはさば、汝等いかでか我を見るを得べき」とて、いたく恥ぢしめければ、景茂言の葉なくて、そこ〴〵に歸りけりとぞ、

始め靜の鎌倉へおくられしときは、既に義經の子を孕み居たりしが、遂に美しき男の子を生めり、頼朝、此の子をして成長せしめたらんには、後に至りて必吾をあだむ

べし、根を絶ちて葉を枯らすにはしかずと思ひて、安達清經におほせて由比浦に棄てしむ、靜なきかなしみて與へざりしかば、清經奪ひとりて殺してけり、其の時靜の心いかなりけむ、思ひやるだに悲し、賴朝、今は心にかゝることも無ければ、靜をゆるして京師にかへらしむ、政子はいたく其の操を賞めたゝへ、また其のよるべなき身をあはれみて、種々の物などおくり與へたり、靜はなく〳〵京師にかへり、遂に身を佛の道によせて、義經のなきあとを弔ひ、行をすまして、其の操をまもりけりとぞ、

草木の中にて、松の貴き所以のものは、四時綠の色を失はざればなり、人もまたしかり、始に立てし志を如何なる艱難辛苦に逢ふとも、終にかへざるを操といふ、この操こそ人にはこよなき玉なるべけれ、さるに、ともすれば、春にあへば靑くなり、秋にあへば赤くなる人のあるぞうたてき、天下の孃たちは、此の靜の傳をよみて、心に耻づることなきか、賤しき白拍子の身にてさへ此の如し、況むや中以上に位する人々に於いてをや、古人の歌に、「吾がせこは思な物ひそ事しあらば火にも水にもわれなけなくに、」とよめるは正しく、此の靜の心ばへなるべし、又から人も、「吾が一

日の恩の爲に、妾が百年の身を忘る〻といへり、貞操の心の趣くところ、和漢ともに變はることなし、あはれ孃等よ、朝夕此の心して行ひいそしみ給へよや、

塚本みさが事

松野操雄

塚本みさは、滋賀縣近江國神崎郡金堂村日野屋傳藏が娘にして、文化十五年寅の年の生れなり。年二十になりし時、仝ト郡川並村の河井兵左衛門の妻となりぬ。夫兵左衛門は、先祖の代より、出羽の國秋田通ひの呉服商人なりしが、天保十三年に至り、故ありて廢業し、更に、京都に塩噌店を開きたり。されども、馴れぬ業とて、はか〴〵しうもあらざりしかば、幾ばくもなくして、之をも廢業したりき。かく不如意がちの事のみ打ちつゞくに、兵左衛門が兄は、其の性質輕佻にして、破産などかへりみるものにあらず、弟は遊びをのみ事として、與に謀るに足らざりしかば、兵左衛門は、彼是の困難に、獨心を痛めたりしが、その憂苦や重なりけむ。遂に病みつきて、嘉永元年七月といふに、大坂にて身まかりぬ。此の時、みさは、年猶三十に足らずして、容貌もいと美はしく、子さへなかりければ、何所にも再縁すべかり

しを、堅く矢ひて、貞節を守り、夫の姪みつといふを貰ひ受けて養女とし、みづから夫の跡を受け繼ぎけり。かくて、困難のみ打ちつゞき、負債もいたく嵩みければ、止むことを得ず、其の年の十一月に、田畑より家藏まで殘りなく賣りて、悉く之を償ひぬ。さて此の困難の中にも、姑に事ふること、始終變ることなく、能く孝養を盡しゝかば、姑は、安政五年五月、七十六の高齡にて天年を終へたり。みさは、いかで今一度、元の如くに家政をとりかへさばやと、日夜心を苦しめけるが、茲の家の古き手代に喜助今は今宿太三郎といふ老實者あり、主婦の此の有樣を見るに忍びず、身を以て、此の難局を引き受け、種々の艱苦を嘗めし末、遂に再び秋田行商を挽回し、後には、田宅をも買ひ求めさせ、安政三年正月に、愛知郡彥留村より、然るべき養子を迎へて、養女みつに婚はせ、之をも、兵左衛門とよばせたり。此の間貞婦みさと、忠僕喜助とが、河井の家を挽回せんとするに餘念なかりしことの、一つ二つをこゝに掲げん。みさが、負債を償はん爲、止むことをえず、田宅等を、悉く債主へ渡せし後、手代喜助がいふやう、「今當家は、かばかり難澁の際なれども、御身は、從前の通り、たゞ姑御を養護し給へ。吾は、ひたすら、御家再興のことに力

を盡し候はむ。」といひければ、みさの云ふ、「姑御に事へまをすは、素より妾が務なり。いかでか盛衰をもて志をまぐべき。」と。喜助又曰はく、「御身は、年三十に滿たず、容色さへうるはしうおはすが上に、實子をも持ち給はず。かくても、よく、孝と貞とを、實際に行ひ給ふべしや」といふに、みさ答へて、「すべて何事にまれ。心に惡しと知らば、假令いさゝかなることなりとも、止まんのみ。」といひければ、喜助之を聞きて、大に悦び、已は秋田行商を挽回せんとて出で行きたり。かくて喜助は、旅先にて、二朱金一歩銀等の贋物を、誤りて受取りしことありしが、正直をむねとしたれば、主家の貧しきにも拘はらず、他人に渡さずして、密に之を切斷したりとぞ。かゝる誠心の者なりしかば、おのづから、華主買入先等の信用を得、遂に、主家挽回の目的を達したり。さて、かく、喜助が忠直につとめしは、固より其性質に由ると雖も、亦一つには、みさが志操の高きに感化せられたるものなるべし。みさの內を治むるさまをいはゞ、もはら勤儉を旨として、常に、薪水のわざを躬し、姑のいたづきにふしぬることあるときは、朝夕意を竭して看護せしが、尚足らざることあらむかとて、密に衣類頭のものまでも賣り拂ひ、其の代もて、姑には、暖なる

衣を着せ、滋味をすゝめきといふ。或る人みさに問ひけらく、「御身は、年若くして、實子もなきに、老病の姑御を孝養して、余念あし。如何にして、能くこの辛苦艱難に堪へ給ふか」と。みさ答へて曰ふやう、「御身は、我が身を艱苦すと申さるれど、我が身、未嘗て聊の艱苦を覺え侍らず。我が身は、たゞ、年來我を慈み給へる姑御の御意に違はじと思ふのみ。」といへり。或る人この言を聞き、歎美して曰はく、「艱難に居て、艱難を知らず、孝道を盡して、敢て孝道を盡したりとせず、是眞の孝婦なるかな」と。敬重して措くこと能はざりきといふ。姑の天壽を保ちて死りけるとき、みさは哀戚の情に堪へず、懇に跡を吊ひけり。夫の死りしより志堅くして、節操を變へざること、三十年あまりも一日の如くありきとなむ。かくて、この事、遂に、其の筋に聞こえければ、明治十九年緑綬褒章を賜ひ、其の孝貞を彰表せられたり。今其の辭令を左に寫して、この傳を畢へんとす。

日本帝國褒章之記

滋賀縣下近江國神崎郡川並村河井兵左衛門祖母

塚本みさ

資性順良、中年ニシテ其夫ヲ失ヒ、遺債堆積、家計窮困、親戚交モ再醮ヲ勸ムト雖、矢ッテ貞節ヲ守リ、能ク其姑ニ孝事シ、一身ヲ以テ生計ヲ擔任シ、勵精盡力三十餘年、遂ニ家聲ヲ振作スルニ至ル。詢ニ奇特トス。依之、明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ、其善行ヲ表彰ス。

明治十九年二月十日

奉勅（大日本帝國賞勳局印）

賞勳局總裁從三位勳二等伯爵　柳原前光(印)

元老院議官兼賞勳局副總裁正四位勳二等子爵　大給恒(印)

此證勘查シ、第三十七號ヲ以テ、褒章薄冊ニ登記ス。

賞勳局秘書官從五位勳五等　平井希昌(印)

賞勳局秘書官從五位勳五等　横田香苗(印)

嗚呼、世間孝女貞婦に乏しからず。されども、みさが如きは、蓋まれなるべし。この書讀まん孃等、よく心して、みさが、喜助と或る人とに答へし言の葉を見よ。實に、萬世の龜鑑ともしつべきにあらずや。

家政

育兒小言（十七）

武谷水城

空氣に觸れしむる事及運動の事

人は飲食と空氣との二によりて、生活しゐるものにて、其中にて、食物は數日資らぬも、直に命に關るものに非ざれども、空氣は僅かに數分時間取らざる時は、忽ち命を絶つものなり、故に飲食よりも、猶大切のものと知るべし、されば、小兒に常に淸き大氣を呼吸せしめて、酸素を十分に資る事は、身の健康を進るに緊要なる事にて、別けて初生の兒には、最も大切なる事なり、若し生後數週間も惡き大氣の内にのみあらしめば、必ず病を誘ひ興すなり、

生後凡そ十日乃至十四日を過る時は、風なく天氣麗かなる日、午前九時頃より、午後は四時の間を擇て、小兒を家外に出し、原野若くは庭園等を逍遥すべし、其時間最初は凡そ半時乃至一時間を過すべからず、それより次第に外氣に慣るゝ時は、時

間を増して、二時若くは三時と爲し、此の如くして次第に慣れしむれば、後には終日外出するも、毫も妨無きに至る、但し日中炎天は避くるを良とす、眼を痛み、腦を傷むる事有、又風雨降雪等の日は外出すべからず、曇りたる日、霧深き日、又は地上に濕氣深き時なども見合すべし、

外出する時は、懷き抱へて静かに歩行し、又は小き車の内に安臥せしめて、静かに挽くもよし、いづれも小兒の顔を直に日光に晒さしむべからず、(其外洋燈などの光を視せしむべからず、小兒の視神經の力は極めて弱き故に、強き光に逢ふ時は、視力忽ち衰弱して、終身視力の妨の原と爲る、又小兒を妄りに搖り動かし、或は高く掀るなどの、戯を爲すべからず、痙牽其外腦病を誘ひ興す、總じて小兒は筋骨軟弱にして自ら支る力なく、身を自由に動かす事を得ぬものなれば、取扱方に注意して、自然の發育を妨げぬ樣に爲す事、肝要なり、長く脊負ふ時は、脊の骨を屈げ、胸を壓して、肺の機能を妨げ、又下腿の骨をも曲げて、自然の發育を妨る事少からず、是等は獨り外出の時斗りでなく、家内にて寢起其外の取扱上に、常に注意すべき事柄なり、

此の如くして、次第に外氣に慣れしむる時は、小兒初めは泣き叫ぶ事あるも、後には家外を喜ぶに至り、終にハ惡しき天氣の日と雖、身に感觸する事無きに至る、之れ實に小兒の心身を健康に爲す第一の要事なり、父母强健なるに小兒の薄弱なるもの、又は貴紳富家の兒にして、何不足なきに、色蒼く身の弱きもの、世に寡からぬは、畢竟其父母姑息の愛情に溺れて、天氣の好き日にも一切外出せしめず、深窓に閉居し、人獸草木の成長の母とも云ふべき、大切なる日光と新鮮の大氣とに、觸れしむる事少きに因る事也、さればとて、初めより日和の好惡をも搆はず、無暗に家外に出して炎天に晒し、風雨に觸れしむるは、固より惡しき事述ぶるまでも無し、凡て小兒の慣習を涵養する事は、(惡しき慣習は附かぬ樣に涵養すべし、)何事に限らず、最も育兒の上に緊要なる事なり、

小兒は生後凡そ五ヶ月以上に及ぶ時は、始て自分の脊骨にて、頭を支る事を得るものなり、故に生後五六ヶ月の間は、懷に抱くにも、必ず手又は枕にて其頭を支ふべし、初めハ先不正に坐する事を得るも、脊骨軟かなるが故に、少し長く坐せしむる時は、脊骨自然に屈るなり、三十分以上は坐せしむべからず、それより數月を過て

自ら身を動し得るに至れば、先づ這ふ事を覺ゆる也、小兒の這ふ事は、發育に大なる益あるものにて、柔かなる敷物の上に這はしめ、自然の運動を奨むべし、されども未だ立つ事能はぬものを、強て手を牽きて、無理に歩せしむる等の事を爲すべからず、

小兒次第に力附きて、自然に立事を得るに至る時は、靜かに兩手を取りて起立を扶け、少く歩み得るに至れば、歩行を助くべし、片手のみを引くべからず、又足早に強て歩ましむべからず、小兒此時の脚力は甚弱きものにて、大人の如くに全身の重みを支ふる事難し、此時無理に歩ましむる時は、脚骨の發育を妨げ、甚しきは骨の屈む恐れあり、凡て自然に任すべし、

尋常の小兒は、概ね生後一年前後には、自然に立事を得るもの也、一年半を經て歩み難きものは、虚弱にして健康ならぬもの、其以上二年迄も歩行難きものは、脊骨の病、若くは腦脊髓等の病あるもの也、共に醫士に協るべし、

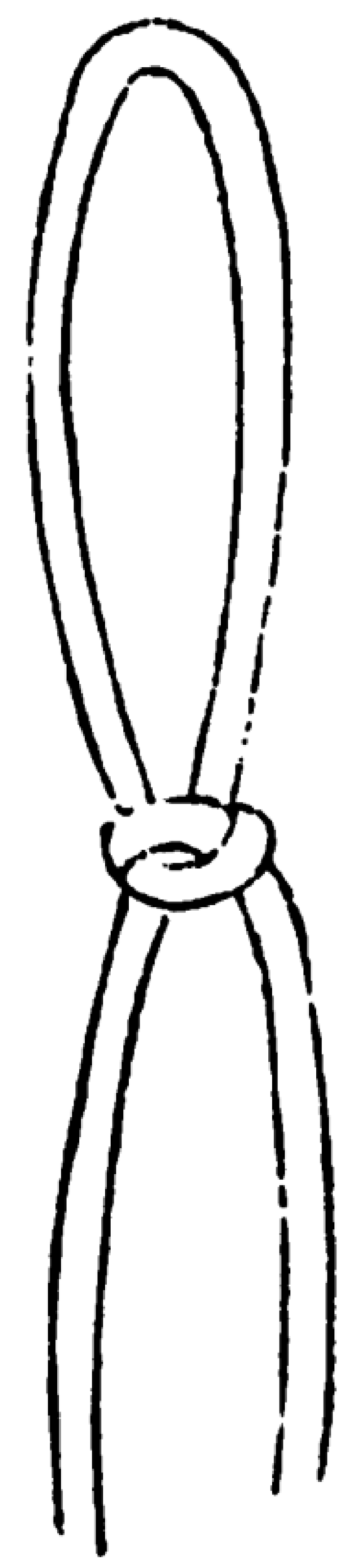
小兒自ら歩行し得るに至れば、柔かにして足に適ひたる草履、若くは靴を履かしむべし、一二時間も歩みなば脱がすべし、長く續かすべからず、小兒初めて歩行して、

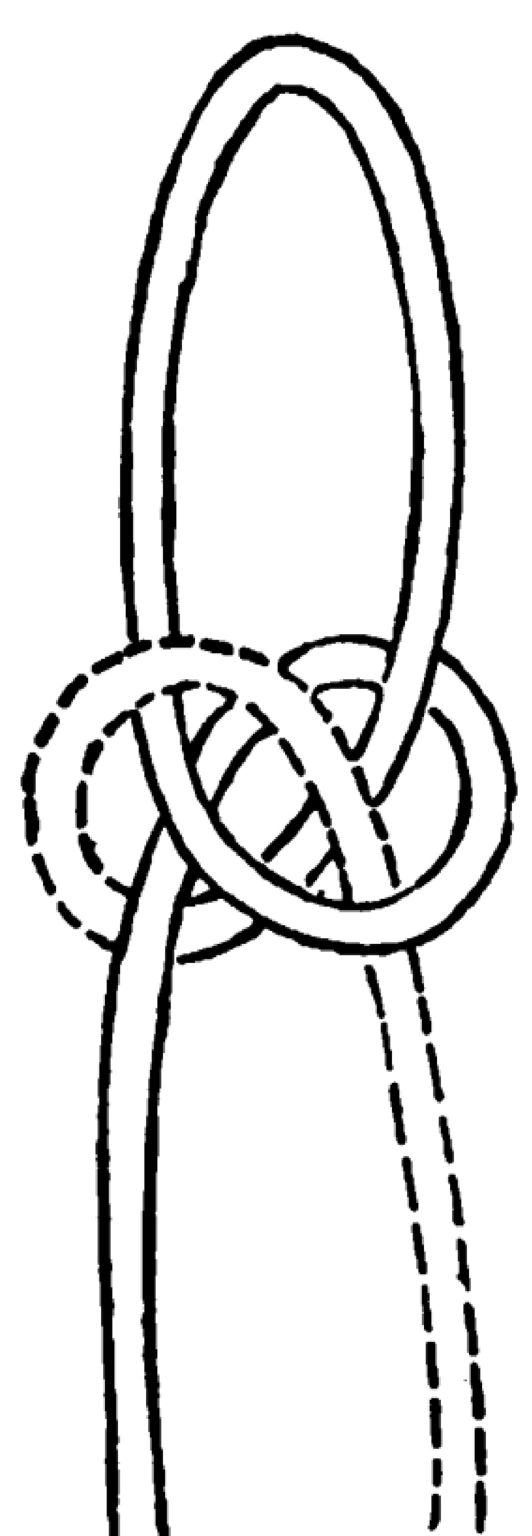
自ら身を動し得るを見る時は、中心喜ぶもの也、此時自ら四肢を屈伸し、又步行して遊嬉を爲すは、小兒の身の筋骨の發育に大切なるもの也、故に衣服を寛かにして、自由ならしめ、危險なき樣に隨意に運動せしむべし、倦みて自ら止る時は、强て爲さしむべからす、

婚禮式（第七）

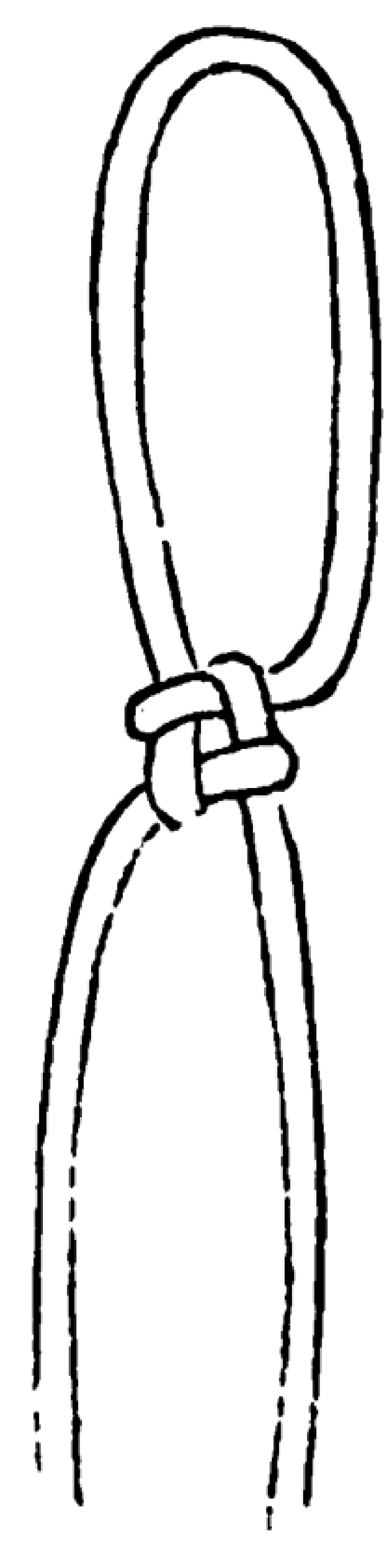
有住齋

蝿頭 一名エボユヒ

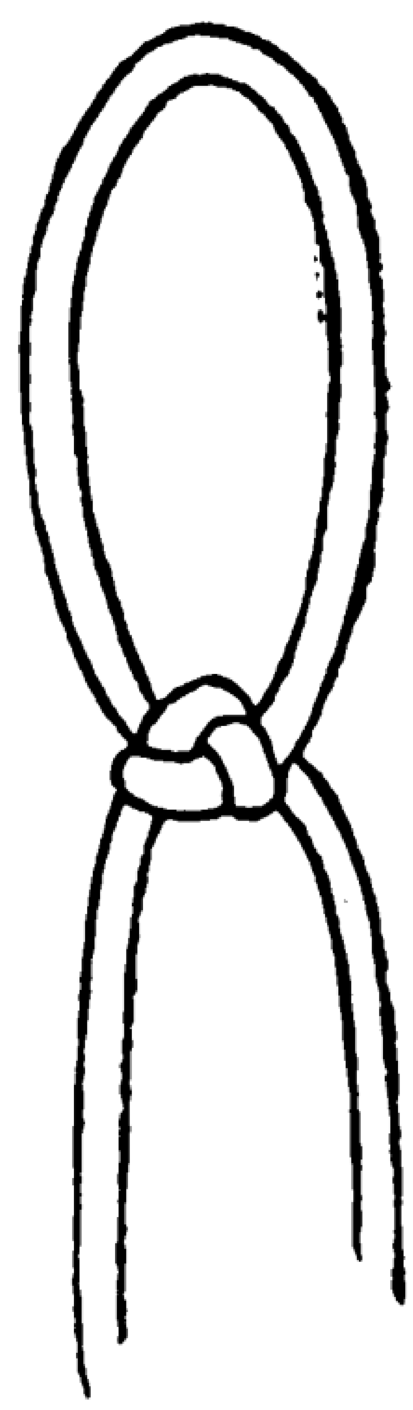


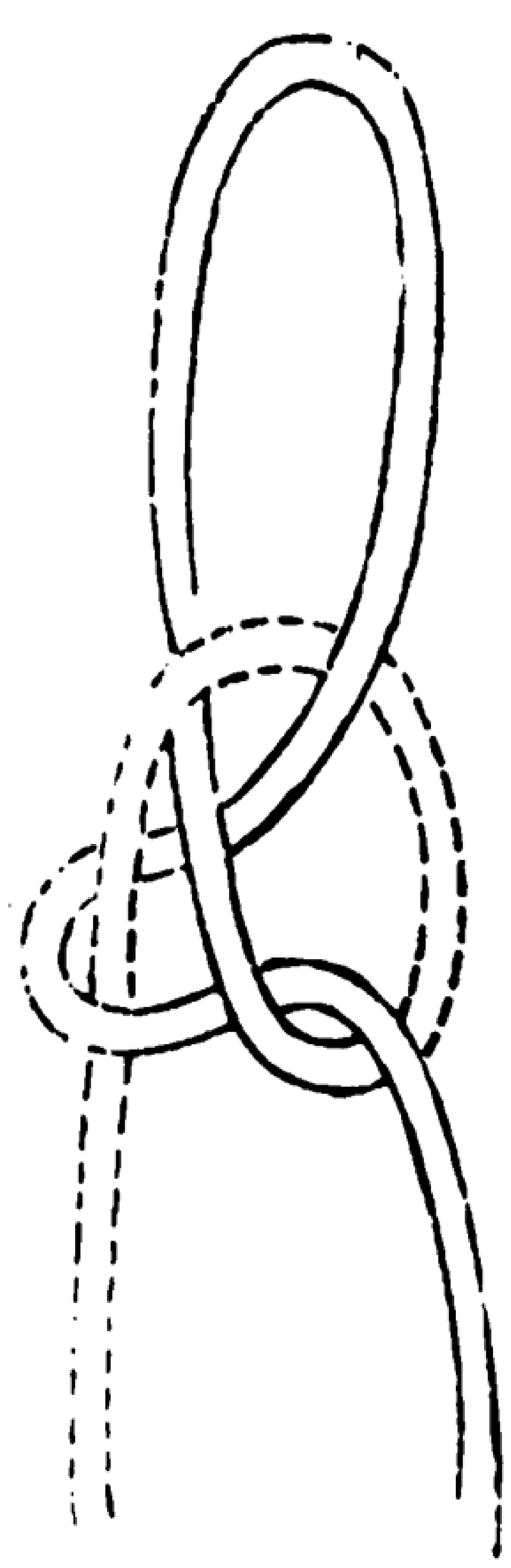


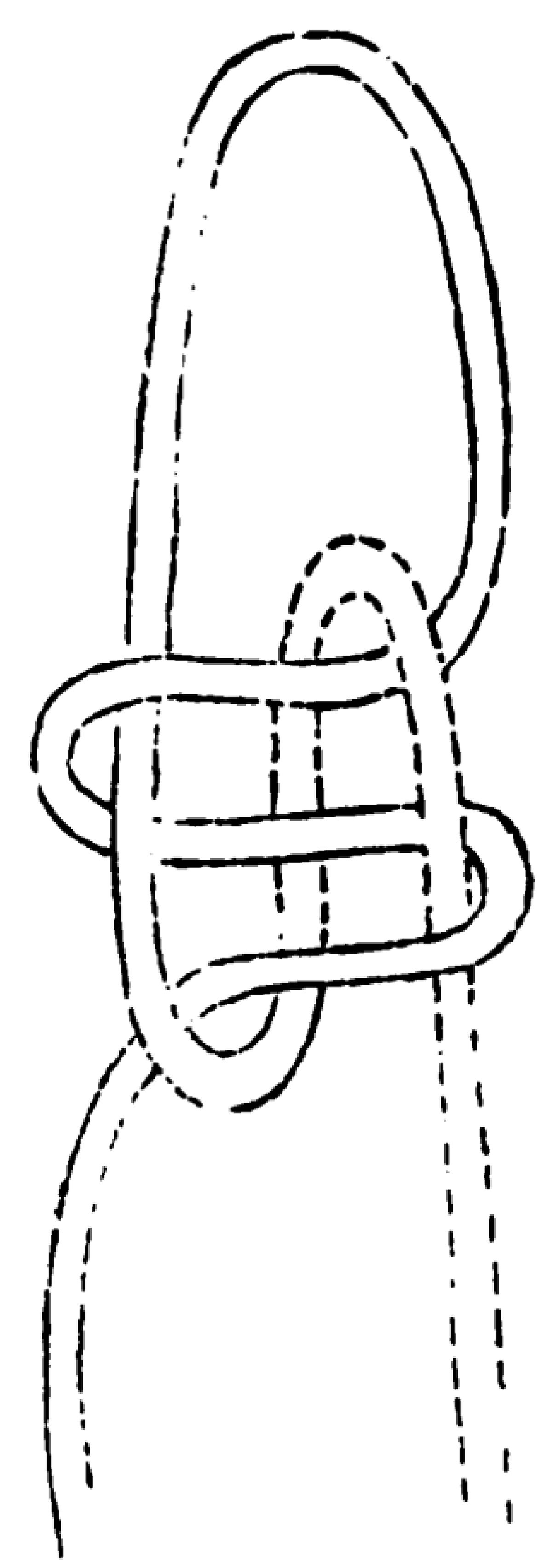
五行結



叶結







三ツ目の餅の事は、後拾遺和歌集四雑にもみえて、源氏物語葵にも、紫上新枕の條にもあり、其他李部王記、小右記、都記にも出たり、此古式を考るに、四坏

にもりて、諾冊の二尊へ供し、夫婦も祝ひたる習はしなりし也、足利家に至りて、此古式を遺し、餅數多く定め、副物などをも作爲して、壻嫁兩家より、取交て、當日を祝ふ禮を、起したるなり、されバ叺包は古禮の質素を尙ぶならひにて、いとよき風習なれども、追々末世におよびて、中々に拵方潤飾になり、わづらはしくなりしが如し、たゞ今日にありては、二神へ四坏を供するまでにて、聟嫁兩家に於ても、爲取替は數十二位にて、大豆粉包を副、重箱、行器の類にて、樽肴をそへたるまでなるが、宜しかるべし、

一聟入、舅入、里披の事、

舅入は、三日目露顯の席に出て、嫁へ初對面の式を行ふ也、然るに聟入の答禮として、舅姑同道し、殊更に壻の家へ來る事と、誤認したるものあり、誤りなり、聟入は結婚後、日を撰み、壻の方より嫁の實家へいたり、舅姑と賴むよしの式を設ける也、されば舅入は壻の双親が嫁に逢の式、聟入は嫁の双親に壻が逢の式なり、當世の所爲を考るに、相混じて心得たるものも有べし、此兩式が結婚の最果にて、別に里披と云事は有べくもなし、切て嫁が實家へ行は、平生になりて式と

すべき廉は、あらざるべし、

一婿入の作法は、舅姑及氏族等對坐して、三ッ盃、銚子提子出す、雜煮三獻以下、帛料理、何にても、打合の通り、据わたして、舅まづ盃をあげ、婿にさす、婿一獻飲時、曳出物有べし、馬、鷹、鞍、鐙、書籍、時計の類なり、婿受取、輕からずいたゞき、二獻目の盃を擧る也、此時も曳出物あり、前に同じ、さて三獻目を飲て、舅へ返盃す、舅二獻飲、酌加て二獻盛り都合、舅五獻、婿三獻也、夫より燗酒出、嶋臺、押臺等、座席の賑はしに、出すなり、

姑の式も、是に同じ、曳出物なし、

一舅入の作法も、右に替る事なし、盃の上に進物有べし、小袖、帶、指環、蝙蝠傘、何にても有用の品なるべし、

因に云、聟引出と稱て、盃の上に進物するを、何にても云習ひたれども、元來馬、鷹を進るが、法なる稱也、

婚禮式大かた結尾せり、其委細を知らんとならば、類聚婚禮式編纂ずみに到りたるが故、何時にても披見有るべし、

家内衛生（十六）

衣服（續き）

三笠の舍主人

人の身の今一の喪温は蒸發氣にして、喪温全量の四分の一は、之に依りて身の外に喪ふもの也、故に衣服にして、其身より蒸發爲したる水分を、外に透す事無き時は、恰も漆を塗りたるものを身に纏ふに等しく、皮膚の呼吸止みて、大害を爲すべし、されば、衣服として常に用ゐるべきものは、亦必ず空氣を透すに兼て、水を吸取る性質を保ざるべからず、此性質の最も多きものは、矢張「フラチル」にて、絹は第二に位し、綿布之に次ぎ、最少きものを麻布と爲す、され共、絹、綿布、麻布、の三のものは、何れも少異あるのみにて、一体に吸水の量少きのみならず、其吸取る事速にして、忽ち彈力を失ひ、地質緻密と爲りて、含む所の空氣を駆り出し、濡れたるまま、皮膚に密着するが故に、温を奪はるゝ事甚多し、勞働する際は、發汗淋漓燒くが如きを覺るも、暫く休憩する時は、衣服の沾濡の爲に、全身恰も水を灌ぐが如き感を生ずべし、「フラチル」は之に反し、水分を吸取る事緩徐にして、彈力を失はず、

容易に沾濡せず、其毛脚能く衣と肌とを隔てゝ、皮膚に密着せざるが故に、從て身の温を奪ふ事も、徐緩にして且少く、惡寒を感るず事も少し、

此の如く沾濡したる衣服の、寒冒の原と爲り、それより肺病、僂麻質斯、の如き種種の病を誘ひ興す事は、實に數多き事也、特に兵士などにありては、假令毛織の服を着するとも、此衣服の沾濡は、終に免るべからず、されば、近頃此沾濡を防て、空氣のみ透すべき織物を、製出せん事を工夫するもの少からず、「デュマス」の防濕布と稱るものは、濕を防んと欲する衣服を、最初七%の膠質液(膠七分、水九十三分)に浸して、後之を攝氏四十度の温に暖め、二三分時の後、堅く絞りて氣中に乾し、更に三乃至四分の明礬水、(明礬三乃至四分、水九十六乃至九十七分)に浸して、後數時間乾きたる室内に入れ置きて、用に供するなり、近時本邦にても、此法を基として、防濕布を製するもの有、され共十分に防濕する事難きが如し、但しこは雨の沾濡を防ぐものにて、勿論身の汗を防ぐべきものに非す、

「フラ子ル」其外毛織は、前に述し如く、身の温を調節するに最良也と雖も、多くの瓦斯、及臭氣を吸收する事多く、又汚垢、其外細菌とて傳染病などの原と爲る小き黴

を吸取する事、絹布綿布等より遥に強く、「ウッフヱルマン」といふ獨逸の衞生學者、曾て精密の試驗を爲し、「フラチル」の黴を吸取る力、綿布麻布の殆ど一倍乃至二倍なる事を證せりと云、

上に述し歐羅巴の衞生學者の、色々の試驗に依りて見れば、毛織と、絹布、綿布、麻布、とは、互に一利一害あるもとれふべし、毛織の利は、善く身の温を保つと、善く空氣を透すと、善く水分を吸收すると、其吸取るも放つも緩徐なるとにありて、瓦斯及臭氣の吸收多きと、垢汚及細菌の吸取多きと、皮膚を刺戟する事最も強きとは、其不利とする處なり、絹布以下は、保温、透氣、吸水、皆毛織に及ばざる事遠く、只皮膚を刺戟する事弱く、絹布の如き全く刺戟性なく、是を着て爽快を覺ると、特に夏日に於て然り）瓦斯以下のものを吸收する事少きとは、毛織よりも利とする處なり、されば、其用ゐる目途の異なると、又國の氣候、寒暖、等の差ひあるとに依りて、衣料の撰擇も、亦畫一なる事能はざるものあり、

學園

女子書牘文論（承前）

目黒和三郎

第六期の二樣の變化、すなはち擬古文派と、第五期の、系統をそのまゝに承け來れるものとは、今日に至るまで、さ程の大差なけれども、今日の有状にては、この擬古文も、實際には使用せらるゝことなく、只學者間には、作爲せらるゝことありといふ位に留まれり、又第五期の系統を受けたるものも、中年以上の老婦人に、たま〱もてあつかはるゝまでにして、明治後の新婦人には、少しも好遇を受けざるなり、明治後の新婦人は、種々の原因よりして、種々雜体なる新体を創始するに至りしが、これこの消息文の、實に混乱なる時代にして、これをこの變化の第七期となす、この第七期のことは、この書牘文論の始めに述べたるものなれども、抑この篇の作爲せらるゝ原因あれバ、事少しく重複に亙らん嫌ひあるべけれど、一わたりこれを述べざるべからず、

さて第七期の現象を、こと〴〵歸納して、その歸着を求めたらんには、すべて新文學の流行にもとづけざるべからず、然れども、今かりに類別すれば、左の如く凡三種位に止まらんか、

第一種言文一致文　かの一種盛りに行はれたる、羅馬字會、假名字會などの行はれぬる時に當りて、世に言文一致論といふもの現はれ出でたり、この論は、最初有力ある學者などの唱和したれば、一時大に行はれて、有力なる女學校などにても、この論旨に傾きたることもありたるを以て、女學生中などに、大に實行せられたり、これと同時に、言文一致の小説流行して、大に女學生中の文章を攪乱したり、この小説の方の文章は、女流の消息文をして、ます〳〵卑猥乱雜のものとなし畢へぬるものあり、此等の實例は、既に最初に掲げたるを以て、こゝには省きぬ、

第二種漢文直譯体　こも大体は、前にも論じたることありつれど、女學校教科書の不完全より起こりたるものなり、國語國文の學課は、當時猶必要と認められず、女流の作文科の如きは、その記事論説の如何に關はらず、大抵漢文くづしに書かしめたるを以て、消息文の如きも、この餘波の及ぼすところ、遂に請恕焉。死罪頓首。流の文を作り出すに至れり、

第三種洋語插入文　この第三種名目の用語は、不穩當なるべけれども、今假りにかく名付けたるなり、こも諸女學校洋語の學科を盛りならしめたる結果なり、こは世

の進歩するに從ひて、言詞の區域も廣まるべければ、たとひ洋語を消息文中に挿入したりとて、不都合もあるまじき道理なれども、恣に動詞を使用して、一種の奇体を創始するは、あるまじきことなり、たゞ洋語を挿入して差支なきは、名詞の体語に限るべきことなり、なほまた、この洋語を挿入して作爲せる文章は、ひとしく洋語を會得せるものゝ外には不通のことなり、然れども、こは殊更にその博學を衒はん爲に、故郷の父兄にあてゝ郵送したる文中にも、往々見ることありて、その學友中の往復消息には、通例とするが如きまでに流行せり、

以上三種類は、その女子消息の雜体なる種類を擧げたるものにして、乃第七期消息文混乱時代の現象を示したるのみ、故に當今女學生にして、この他擬古文を書きなすもの、第六期の文を作爲せるものなしといふには非るなり、四五年來、國文國語の學、大に流行し、諸種の女學校にても、その學科はゞ整ひ、且教師にも、追々適當のものゝ輩出せることあれば、從前女流の消息文の、雜体なるを改正せんとする徒いでゝ、婦女の爲には、大に喜ぶべきことになりたり、然れども、これを改正せんが爲に、一新体を出だして、かくすべしと云ふもの甚稀なり、又たとひ一新体を出

だしたるにもせよ、そはいまだ世に用ゐられて、消息文の變化をなすにいたらず、乃前三種の如き雜体は、少しも跡を絶つに至らず、依りて消息文沿革は、第七期に留めて、次々他に所說をのべ、大方の敎へを請はんとす、

（未完）

文學小傳（五）

難波津淺香

菅原朝臣道眞

贈正一位太政大臣菅原朝臣道眞公は、參議是善卿の第三子におはします、かの垂仁天皇の御代に殉死を停められける時に埴輪を造りて上りし功によりて世に知られたる野見宿禰の後にて、もとは其姓を土師と云ひしが、公の曾祖父古人の時に朝廷に請ひて菅原と改められしなり、この古人よりはじめて祖父の淸公、父の是善いづれも名高き學者なり、此頃又大江家とて代々學問をもて人に知られたる家あり、されば之を菅江の二家とて、學行に秀れしもの丶多き中にも、とりわけて世に重んぜられ、家々の子弟、其二家の門人ならぬは無かりしとなん、

公は其生れつき心穎く、はやくより家庭の敎育を受けて文事に通じ、十一歳の時に梅花の詩を賦して、いたく嘆賞を受けられし事あり、其元服のをりに、母なりける人

「久方の月の桂も折るばかり家の風をも吹かせてしがな」と詠まれけるとぞ、此歌の心は、其頃秀才と、進士といふ科目にて、大學の學生を試驗して、及第せしものをば官位につかしめらるゝ事あり、其試驗に及第するをかつらを折るともいふ、故に公にも其の試驗に及第して代々學者をもて世に顯はれたる家の名を彌々擧ぐべきよしを希がひ、これを、月のなかにありといふ桂に寄せてかくハ詠まれたるなるべし、

其希望空しからで、後果して其科に及第せしのみならず、進みて文章博士ともなり、又其頃、最も學才のあるものを選びて任せらるゝ遣唐使に補せらるゝ命をも受け、又宇多天皇にも醍醐天皇の未た太子にて坐しゝときにも書を授け奉られたり、殊に宇多天皇には篤く恩遇を蒙りて、重く用ゐられ、醍醐天皇に位を讓り給ふときにも、公の功を稱譽して、唯朕(宇多天皇)の忠臣のみならず、實に新王(醍醐天皇)の功臣なり

ときまでの勅命ありき、されば醍醐天皇即位の後、遂に右大臣にも昇進せられたり、かくまで世に用ゐられ、重き官、高き位をも極めらるゝに至りしは、其學問、其才識、其徳行のいたく人に秀れられける故なるべし、されどそれは、其父是善卿の深く學問を修行せしめ、殊には又其母なりし人のよく心を用ゐて養ひ育てられしによることなるべし、げに人は氏よりもそだちによるものにこそ、世の母たる人々は篤く意を注ぐべきとなり、

さるに此頃は藤原家の勢盛りなるときにて、其家のものならではかく大臣にも昇るとは無かりしに、ひとり公のみかく進まれしとなれば、之をねたましく思ひ、何かにつけていみきらふものありて、遂にあるまじき讒言を詞巧みに奏しければ、世に聖帝とも仰がるゝ醍醐天皇なれど、其詞にあざむかれ、延喜元年の正月、公の官位を貶して、太宰の權ノ帥になし、遠く筑紫の中、今の筑前國太宰府にぞ遷されける、其一族二十余人も罪を蒙りて、處々に流されけり、あるは榮ゑ、あるは衰ふる世の習とはいへ、大臣にも昇りし人の、かく冤罪を得しはかなしくも又是非無き次第にぞありける、筑紫に上りて後は、門を閉ぢて出でず、家の内に引こもりて朝夕書を讀

み、詩を賦し、歌を詠みなんどしてぞ思をやり、心を慰めて年月を過されける、かく寃の罪にて遠き國に遷されながら、君を恨むる心は露ばかりもなく暫の間も天恩の辱きを忘れず、常に九重の空を懐しく眺め遣られけるに、九月十日菊の花を見るにつけて、未だ都におはしける時、內裏にて菊の宴ありしに、公の作られける詩を、天子いたく感ぜさせ給ひて、御衣をぞ給はり、其御衣を筑紫にもて下られければ、其折のことを思ひ出で、詩を作られたり、其の詩は、

去年今夜侍清涼　秋思詩篇獨斷腸
恩賜御衣今在茲　捧持每日拜餘香

之を傳へ聞きて、其忠誠の心に感ぜぬものぞなかりける、其他彼の地にて作られける詩を輯めて、都なる舊友紀長谷雄に送られたり、之を菅家後集と名づく、公、もとより文章を能くし、詩に長じられたれば、其已前都におはしゝ時、宇多天皇の勅命にて、其詩文を纂めて上られたり、菅家文草といふ、之に對へて後集とはいふなり、又都にありし時、三代實錄、類聚國史などの歷史をも編輯せられしとあり、又歌をもよくせられて、小倉百人一首の中に菅家とて載せられたるは即ち公の事なり、

書にも又巧なりしとぞ、延喜三年の二月遂に筑紫にて薨ず、年は五十九、筑前の安樂寺といふに葬る、

かくて後、其讒言にて、貶せられし事の知れたれば、帝もいたく悔悟し、其本官を復して、正二位を贈り、又一條天皇の御代に正一位太政大臣をぞ贈られける、又公の德を慕ふもの、京の北野に社を建てゝ祀り、天滿天神とぞ申しける、即ち今の官幣中社北野神社是なり、世に聖廟ともいふ、國々、家々にも公を祭りて、文筆の神と仰ぎ、今に及ぶまで、其德を慕ひ、其名を知らぬもの無し、尊くも又かしこきとになんある、

漫録

楢の舍歌かたり

富田馬太

余は、前回に出だせる條目につきて、余が意見を陳ぶる前に於て、歌合の種類、判者の資格、及判別法、並にこれに附屬せることゞもを、披露せんかとも思ひしかど、それ等は、後に讓ることゝなし、今は唯、歌合は、何時頃より行はれしものな

るか。その起原につきてのみ、説き明かし、さて本論に立ち入らんとす。

歌合は、何時何人の、始められしものならん。諸家の記録、及隨筆どもを見れど、何れもたしかなる説見當らず。まづ、五條入道俊成卿が、抑歌合といふものは、上古にはありけんを、しるしつたへざりけるにや。亭子のみかどの御ときより、しるしおかれたれど、云々と云へるは、甚漠としたるいひまへにして、風を握り、雲をつかむが如き感なき能はず。こゝにいへる上古とは、何時頃をさしたるものにや。甚覺束なし。一條禪閤兼良公が、抑歌合ハ、寛平の古、ひだり右のつかひをむすばれて、天暦のおほん時、かちまけの詞をしるしおかれて後、わしはらの代々に、かはらぬもてあそびものとして、敷島の家々に、絶ゑざることわざとなりにたり、といへるは、寛平年中、名所の菊合、及仝后宮歌合などの、世に傳はれるものあるによりて、云はれたるなるべければ、稍その本始に近づけりといふべし。后宮歌合の歌は、古今集中にも、甚多く散見するところなれば、誰も誰もよく知れるならん。紀友則が、「花の香を風のたよりにたぐへてぞ鶯さそふしるべにはやる」「蟬の聲きけばかなしな夏衣うすくや人のならんとおもへば」などよめる、貫之が、「夏の夜はふすかとすれはほとゝぎすなく一聲にあくるしのゝめ」とよめる、何れもそのをりの歌の中にては巧妙秀絶のものたるべし。敏行朝臣が、「住の江のきしによるなみよるさへや夢の通ひ路ひとめよく

らん」とよめるは、百人一首中にも、撰み入れられたれバ、歌加留多を遊ぶほどの者は、その意味は兎に角、誰か、これを暗んぜざるもの丶有らざらん。これ等を除く外、なほ四十首もあり。しかし、菊合のは、それよりも歌數稍少き上に、古今集中にまじれるもの、誠にわづかなれバ、或は未心付かざる者も有りなん。秋部下に、菅原朝臣の、「秋風の吹上にたてる白菊は花かあらぬかなみのよするか、」の外は、僅に両三首に過ぎず。本居宣長翁が、歌合といふわざは、いづれの御世のころよりか、はじまりけん。古今集に、仁和の中將の御息所の家の歌合といふこと見え、新勅撰集夏部に、中納言行平の家の歌合、又戀三に、陽成院歌合など見えたり。これら寛平よりさきなり、と書きおけるは、禪閤のよりは緻密なる考證あり。和歌の宗匠、及國學大家の探索だに、なほかく曖昧模糊の中にさまよへり。況や、われ等後學にして、これが起原を定めんとする、恰、針の穴より天を窺ふの諺を免れざるべきか。

亮公顯昭が、しきしまのやまとうたは、やくもたつ出雲のことわざよりおこりて、今の世までぞつたはりにける。やすみしるおほ君も、もてあそびたまひ。ちはやぶる神々も、めでたまへり。其中に、歌合のはじめは、元慶の御世より出きて、そのあと、代々をへてたゆることとなし。と云へるは、その起原を斷言したるものにして、われ誠にその大膽に驚かざるを得ず。元慶は、陽成院の御時の年號にして、新勅撰戀部にも、その時の歌を入れられた

り。これらの說、何れかその的に中れるならん。採決は讀者の判斷にまかすと雖、余は軍扇を、顯昭に揚げんとするものなり。何となれば、顯昭は歌學にくはしうして、詠歌よりも、寧、古事の來歷を詳に取調べられしものなれバ、信を置くに足らんと思はるればなり。藤原定長が、この人を評して、歌は、大事のものありけるよ、われはど大才なれども、歌は下手なりけるといへる、以てその人となりを知るに足るべし。しかしながら、その言の當れりや否は、なほわれ等の考究すべき問題あるべし。

林述齋女訓（つゞき）　君山居士

一嫉妬は婦女の持前なり、若き時美女をねたむは、まだもよし、年更行と、おのれより、かしこき人をいとひ、よからぬ人も我勝手になれバ、それと心を合すやうにあるものあり、或人の戲言に、女は紅粉を粧ほうてこそよけれ、粧もせぬ時にいたれバ、心あしく成行のみにて、用なきものといへり、かく人にいとはれどと、かねてより心懸べきあり、

一ねたみも年若の時のは、一旦の事にて、後には互に、思ひの殘たるほどの事なきものなり、年たけてより、いたく此くせを止ざれバ、終に夫と隔意になるべし、人は老に隨ひ、心たのしくこそありたけれ、しかるに、夫妻反目して、一生を送るは、なげかはしき事ならずや、是はかなき女の心より、われと作りなせるはしらで、

人もうらめしく、おのれも憂に沈むは、いかにぞや、若き時より、此心かけ怠るまじきとなるべし、

一女は一偏に片より易き所あるものなり、ひゐき、へんばの弊を、よほど心懸ざれば、あやまち出來るものなり、又好む事もきらふ事も、片よらぬ樣にと、心懸べきなり、

一假初にも、虚僞は云べからず、小事は苦しからぬやうに心得ど、いつか氣ぐせになりて、我としらず、虚僞に陷るものなり、いかなる小事たりとも、虚僞はいはずと、能々心に誓べし、

一吝嗇の弊も、又女の氣性に多し、これも年とるほど、甚しく成り、百弊出來るものぞ、儉約と云ふ事は、空しく棄るものも、すたらぬやうにし、用立べきものゝ、無用にならぬ樣にする事なり、人にあたへて用をなす時は、をしむべからず、まして、いさゝかのものをもて、人を疑ひ、人を苦しむる事など、あるまじき也、

一人はよき方斗に目が付もの也、何ぞ我身の上に足らぬと思ふ心の起りたる時、我よりも、また、おとりたるものゝ上を思やらば、其念晴ぬべし、我うれふる事あらん時、又我より苦しきものゝ上を思はゞ、心安かるべし、

一子たるもの、父は尊嚴なれば、母の方へ親しみ易きもの也、よりて母の志よければ、子も自らよく、母よからねば、子もよからぬ樣に成事多し、母たるもの、よく此念を會とくして、我

身のよしあしは、一身にとゞまらず、子孫に及ぶ事と、おそれつゝしむべし、

一子を育るに、男女嫡庶の分、長幼のついで、かりそめにもみだるべからず、又異腹を見る事一様にして、いささかも隔あるべからず、ずゐ分心ある様に見ゆる人にも、別腹の扱方、外目よりいと見苦しき事、世に數多あり、

一女は男より、思慮の多き天性ありて、さまぐのあらぬ事までをも考へ出し、かたましき智をはたらかし、却て事の品により、自から難儀に及ぶもの也、平常世の中の事あはしく、さらりと氣を持べし、たくみに折入たる事をいましむべし、婦女中年多病にあるは、みな思慮の多よりして、われとし出せる病としるべし、（未完）

庭の訓（つゞき）　昔の舍主人

御かはのおきどころ、しづかに几張のはづれ、ゆかしきやうに御入候べく候、ひぢのもてなし、ことぐしきやうなどは、うたてしく候、人々みすのきは、ちかく居よりて、たれが冠の額、かれが靴のおとなど申し、笑ふ事など候はむに、ことば加へさせ給ひ候まじく候、あやまちて後にも何とか申しつる、いかゞなど尋ね申す人候はゞ、いざ何とやらむ、あらぬことをいひし程に、聞かずなりぬるなど、はかなげに、おほせなすべし、

○きちやうのはづれゆかしきやうに云々、ゆかしきは、のどやかあるなり、昔は、しかるべき女の對面は、必ず凡帳をへだつるなり、親兄

弟の間にも、凡帳をよせらるさま、源氏物語などにて見るべし、こゝのさま、やゝ凡帳はづれて、うと〳〵しからず、繪にていはゞ、半面美人といふさまなり、○たれが云々、　侍ふ女房などの出入人を見て、うはさをいふなり、○ことば加へさせ云々、　其よしあしに、詞を添へ給ふまじきとなり、○後にも何との申しつる云々、　其うはさしたる後に、其時何とか申しつるを尋ぬる人あるなり、　壁に耳、石のものいふたとへの如く、もれきゝて尋ねかへすなど、常にあることとなり、○いざ何とやらむあらぬことを云々、　いざは、知らずといふこと、あらぬこととは、俗にわけもなき事いひしの意なり、○はかなげに云々、　とらへ所なきやうに、いひなすなり、

人の心程に、おそろしく、うちとけにくきものは候はぬぞ、何の道に車をくだき、何の流に船をうかべたらむよりもと、申しあらはして候へば、よくよくやうあることゝ、思しめし候へ、

○申しならはして候へば云々、　うちとけにくく、おそろしきと、立ちかへりて見るべし、是よくわけあることゝ、思しめせとなり、○何の道に云々、　白氏文集第三大行路曰、大行之路能摧車、若比人心是坦途、巫峽之水能覆舟、若比人心其安流、此語をやはらげて書けり、何の流といひかすめたるは、源氏に、ふじの山を、なにがしのたけと書ける例なり、女のものかくは、かしこげならず、かくあるべきものな

り、ついでにいふ、後世にも、此詩をとりて、兼好のうたに「世の中をわたりくらべて今ぞしる阿波のなるとになみ風もなし」といへり、又頓阿の歌にも「山川やゝだすいかだにこすつなの心ゆるさぬ世にこそありけれ」とあり、いづれも心ひとし、

（未完）

京太郎物語

藤井行麿寄贈

妃君えもたへず、おもひなりて、つくし琴をめしよせ、しらべあはせ玉ふ、これもたへなるつま音にて、王子も、たましひ身にそはぬばかりに、おもはしきゝ玉ひけり、おもひよるべの琴のをに、よりあはせぬる笛竹の、よゝの契もくちずして、むすばせ玉ふ御えにし、ふかきめぐみぞかゝりける、さても都にては、皇子宮闕を御出ののちは、天下のなげき、九重のさわぎとなり、廿四社の大神、一百八十余社の神祇に、御願圓満とぞ祈申させ玉ひける、宇佐宮にても、廿番の矢ぶさめ射奉るべきよしにて、勅使下向あり、太宰大貳勅を受、相觸ければ、つくし九國のともがら、われも〱と出立けり、都督長吏は、御願に應じあつまれども、役をつとむるに、さりぬべき射手もなくして、とかくの沙汰しけるをきこしめし、京太郎君、われ射手に出むと望玉ひければ、笑ふもあれば、よろこぶやからも有けり、所望をさまりければ、ことゝのへ、其日になりて出させ玉ふ、騎馬のすがた、弓の持ぶり、勇ましくこそ見えにけれ、棧敷のまへをすぎ、既に馬場に罷り出玉ふとき、かぶ

らせ玉ふ竹笠の、風に吹かれて、ひもとけ落て、龍顔あらはに見えければ、勅使已下官人たち、おどろきさわぎて、みな〳〵さゝきを、こぼれおちて、恐怖する事かぎりなし、いかなるゆゑならんかと、つくしの國司等おの〳〵あわてけり、ことの子細をたづねければ、九州にすむ人みな、なみだをながし、よろこびゐへり、さても大貳どのは、此とし月王子ともしり奉らで、いるかせに、すぎきつる方を思ひ、いまさら、こゝろをくだきけり、日ごろは、なにともしり奉らず、いまは一天の君の、わが聟君にておはしましけるかたじけなさよとて、先非をなげき、いたくも後悔なしたりけり、さて勅使はいそぎ、都に奏して、還御をすゝめ奉ければ、后妃をぐし玉ひ、數千の人供奉して、還幸ならせ玉ひけり、妃は懷妊まし〳〵けり、月みち日いたりければ、御産の期も近なりけり、はる〴〵の道すがら、過させまして、都ちかき龍田山をこえ、二上のへんをわたらせ玉ふに、御産の氣たちまちに、あらはれ玉ひければ、みちのほとりの人屋を、皇居にかまへ奉ることあたはざりければ、竹林樹下を御産所として、平産まし〳〵けり、うつくしき皇子にてぞおはしましける、麻呂子親王と申は此御事なり、此皇子御成長のゝち、舎兄聖徳太子に申させ玉ひ、御産所に氏寺建立まし〳〵けり、禪琳寺とて、當麻寺のうちにあり、百濟國より來る四天王の像を、安置し奉る、まろ子の嶽と申は、此親王の廟所と申、また宇陀郡檜牧に、御陵ありとも申、此后の御はらに、三人の王子まし

ます、一は鷹子親王、二は當麻妃、三は小林麿と申す、妃后は御歳二十八にて薨去なり、此親王の御すゑ、世々にさかえましますゝ、まことにめでたき御事なり、

右原書、二條爲右卿之御筆、廿四物がたり中、用明天皇御事、京太郎物語とあり、

歴史に所見なきものがたりにて、つくりたるものと、おもひはべれど、原書近き作物とも見えず、いとふるくして、世に珍らしきものゆゑ、いざせるになん、

（完）

西三條實條公後室より息女につかはされし消息（つゞき）

猶の舎寄贈

また最明寺の狂歌にも、

人のめのあまりりんきのをはりこそ
ふたりの耻をあらはしにけれ

此斷、げにもとおもひたまへ候、しかれども、世になきふるまひの殿ならバ、すこしうらむもくるしからず、さて夫の案内は、うつたちはや、かけ、鷹野などの遠道の草臥の時は、女ながらも夢もむすバす、用心をこゝろがけ、人をいさめたまふべし、唯けしからず、こと〴〵しからぬやうに、何となく有るべし、第五。我にしたしき人の、すこし遠ざかり候とて、又こなたもなほざりに候はん事、非竟のことに候、

つらしとてわれだに人をわすれずバ
いかでか中のたゆははつべき

我よきに人のあしきがあらばこそ
我だによくはあしからじものを

右いづれも聞えたる歌とおぼえ侍る、ことにむつまじき異見なぞは、いかにもねんごろにうけ、よきことはげにもと思ひ、あしきことはうちすてたまふべし、少しも無心がましき色見せたまふべからず、その色見え候はゞ、二たびよりあふ人も候まじ、第六惣じて神や佛も、けしからぬやうにうゐまひたうとみ、人目にたゝぬやうに心にある事に候、

こゝろだにまことの道にかなひなば
祈らずとても神やまもらん

第七人の中にては、いかにもかろ〴〵と、はえばえしく有るべき事なり、しかりとて、あまりくちきゝたるは見ぐるし、男も女も、ものいひ過ぎたるはあしゝ、口はとがのかど、舌は禍のねと申すことの候や、

ものいはじちゝはながらのはしばしら
鳴かずばきじもいられざらまじ

時鳥人のことばのおほかるは
品すくなしと一こゑぞなく

かれこれ思ひよりたまふべし、ことに食事などの時、口をきゝ、よそめあることは、あしきさまにて候、甘きものは虫にあたり、辛きものはむせるものなり、第八音曲、歌、連歌の其外興ある坐敷にては、いかにもおもしろきやうにとりなしたまふべし、さりながらあまりそゞろなるは、いかゞ有るべし、第九人のあしきことばつかひ、歌連歌

のおかしげによみしに、あしきとていさゝかそしりわらふことは、淺まし、たゞ何事も、色ふかきやうにあらんこそ心にくけれ、第十よそよりいささかのもの來りしとても、愛々しく有るべく候、用になきものとて、つかひなどの見聞候はんに、無下にあひしらひ候はん事あるべからず、さりとて、又つよくうれしげなるもいかゞ、人に何にても無心の所望あるまじきことなり、さりがたき事は、所望も所によりくるしからず、それほど又あなたへもほどこしたまふべし、男女の身もちは、宗祇法師がことの葉、朝夕心にかけたまひ候てよく候、いづれも心えたまふべし、よきがうへにもさかえおはしませ、と思ひかくのごとく申しまいらせ候、めでたくかしく、

あだにのみ人をつらしと何か思ふ
　心にわれをうきものとしれ

みづからかへりて、ひとりをつゝしめる心を、天つみかみのよませたまふ御うかに、

何ごともおのれにいづる山びこの
　こたふる聲や人のよの中

（完）

月の異名證歌　　操遠山

九月、　　躬恒

夜ひるの數は三十にあまらぬを
　など長月といひはじめけん

異名、袁多加利月、　　顯昭

淋しさは鴫たつ澤の露しげみ

袖うちはらふ小田かりの月
菅原忠音

色取月、
常磐山いろどり月に成ぬれば
錦をさらす心地こそすれ
家隆

寝覚月、
幾たびか同じ枕のねざめ月
秋にはたへぬ長き夜すがら
讀人不知

紅葉月、
吉野山青ねが嶺のもみぢ月
時雨ふりきてしられけるかな
讀人不知

菊開月、
こと草はうら枯はてゝ跡もなし
菊さく月は花をこそみれ
定家

十月、

いつはりの無世ありけり神な月
たが誠より時雨そめけん
忠音

異名、加美奈加利月、
四方山はから紅に成にけり
時雨ひまなき神なかり月
長明

初霜月、
草も木も初霜月の朝ぼらけ
ながめもしろし道のをちかた
讀人不知

時雨月、
散はてゝ木の葉の後のしぐれ月
冬のはじめに何を染まし

拾月、
秋の色かはり果ぬるとつきかな
松より外はのこる木もなし
顕昭

神去月、
出雲なる松の葉もりの宮居には　讀人不知
神さり月と何をいはまし

（未完）

寒紅梅　其八

中村花痩

岐阜に程遠からぬ村端、半分朽ちて洞となりたる椎の大きやかなるを、我が家の目印しに、名斗りの門の柱雨露に晒され、折り廻す柴垣犬の潜るに任せつ、年歷る茅葺の家根は、雀の惡戯に莖を飛ばし、棟の一入枯れ葉を殘して、骨ばかりなる蔦の纒うて、落なむ軒板を取り留めたり。是にても住む人ありけるにや、梭の音煠けたる障子の穴より洩れて、塒に時を造る鷄の聲もす。前逕荒れて、殘菊乱れ、童子門に待たば、岫を出づる無心の雲、飛び疲れたる鳥の歸るも珍らしからず、されば彭澤先生も、歸去來の言辞に不足はあるまじ。
家の眞正面は、水脈細る小川の曲流一つを隔てゝ、秋は綾錦織る一面の原なれば、桔梗の花霜に焼けて、藤袴は誰穿かぬに色褪め、移ろひ易きを泣く小萩の弱腰に、

夕貌の纏うて無常迅速を知らせ、果しなき怨見せて、眞葛の我を折れば、露と同衾せし尾花、招き疲れて伏したり。木枯風吹き通す裸林疎らにありて、百舌の聲黎明に白く、夕部に撞落す山寺の鐘、屆かんほどに遠山は近し。脊後に年貢納め終りし、苅株の田千町を扣へて、右の椽側を蹈めば、厚味は知れぬ眞竹の藪、左の窓の下は、土の崩れて崖となりたるに、山絞水音を立て、飛べば跳ぶ處を、態に向ふ河岸へ心遣りの小土橋、樸樕の有樣眼に見えて、此處らに仁の端は住居はむ。

童は山へ雪の日の粗朶苅りに、女は機臺に腰痛くさせて、未時の鑵子茶待たるゝ頃、森の彼方に轡の音微かに響き、やがてこの家の正面に、姿顯はしたる人ありけり。綾藺笠目深かに戴き、鎧下着の袖を絞り上げて、左手には細金鏤の小手を當て、鹿皮の手袋に寒氣を拒ぎ、木綿縹色の緊り袴、切緒の草鞋、熊毛の行縢は、武者姿一段と勇まし。鷹の斑羽の矢を無雜作に脊に負ひ、黄金造りの太刀を下げて、鎧通しに弦卷を結び、弓は態と持たで太刀へ掛けたり。栗毛三才駒の、鼻梁顙骨秀いでたる逸物に、緋の厚總掛けて優然と打ち乘り、手綱一ぱいに延して馬任せ、長々と下ぐる首の吹嵐に、枯尾花を靡かせ、春は逃げ水の有りとし見えて、無き逕を探ねな

から、家を正鵠に蹄を向ける、年齢裏若き武者一騎。この家の前に馬を立て、綾藺笠翳して家の様子を覗ひ、梭の音の耳に入りしか、獨り頷いて鞍を離れ、手綱を門の柱に結びて、その身ばかり園の中に入り、人や居ると云ひながら、木檀に草鞋を掛けて、竹椽に動平と尻を預くれば、中には人の氣配のみして、建てたる障子はその儘あり。武士は焦慮でもなく、外の方を眺めて後も向かずあるに、暫時して障子とと〳〵と音をさせて開き、所に珍らしき貴人と見るより、竹椽の下坐に身を退らせて平伏すものあり。人かと顧向て視れば、片田舍に目馴れぬ女子、綠の鬢鬘香はせて、面榮ゆげに顏も上げ得ず。咽喉渴きて堪へ難し、白湯一杯無心するに。と云へば、はつと答ふるも口の中、嫋娜に立ちて竹椽を折り曲り、一と間に姿を隱せど、空炷の香跡に殘りて、鄙も何とあく都めきけり。憎き擧動と、莞爾笑むで待つ中に、裾捌き床しく歩行み、黑茶碗に白湯滿々と移して、色は褪めたれどその昔し懷しき、紫の服紗添へて目八分に捧げ。脊戸の筧に裏山の清水呼び申せば、御口に合はで尊躰損ねましてはと、御毒味は彼處にてと、恐づ〳〵云へば、武士はしきりに頷き、過分の心遣ひ。と手に受けて眼に少し笑を持





たせ、暫時女の額際を流眄に見詰めて、其方が酌みたる白湯は、定めて甘露の味やするよ。茶碗に唇を當るに、可憐や女は顔俄かに赤くして、富士額に竹椽の跟や付かむ。

呑み乾して今一つとの所望、女は可厭な顔もせず酌むで來るを、取つて受けて下に置き、腰の軍扇を抜き出して肱の柱となし、女の方に身體少し向け替へて、狩にと供人少〻召し供して、早朝出でたるに、晝頃鶴一羽を漁り出し、持ちたる鷹を掛け合せたれバ、如何しけん鷹は翦れて手許に歸らず。その行衛を探ね求めて供人に離れ、見るごとく、我と馬とに成りぬ。歸らんとするに路に迷ひ、行けども〳〵覺えなき所のみにて、遂にこの家を探ね當てたり。是れより岐阜へ歸るものなるが、何處へ出でたらば行かるゝや、知らば敎へよ。と問ひ掛くれば、先刻より少し馴れてか、女は顔を上ぐるに、眼許口許眉の柔しげなる、鼻むつくりと高くて、京上臈に緋の袴脱がせたりと云はんに、誰も嘘僞とは思ふまじ。雪羞かしき襟の掻き合せ、熟〻視る魂魄は其處より入りて、願くば輕羅となつて細腰にもがな。

女は椽端近々と出でゝ、あれに見ゆる裸林を見當てに、草苅童が踏みし路を辿り、

原を越して林へ出たれば、右へ附きて曲り、一本杉の下に小祠あるを、左に見て眞直に行けば、小川に出づべし。それより、其處の土橋は、この秋の出水に橋柱緩みて、今にも朽ちて落むさまなり、渡すときは心附け給へ。それを越して水の流れに添ひ、四五町も下るほどに、松虫多き岡に路は盡きむ、この岡に登りて手を翳せば、晴れたる日には城の瓦の、木の間に見ゆるかし、其處こそ岐阜なれど、まだ二里に弱き程はあらん。その岡には松ばかりにて、人の往來ふ路はあり、それに附きて折れつ、曲りつして行けば、爪先下りに岐阜の町の入口に出る捷路、と白き腕を右へ延し左へ曲げて、懇ろに敎へ呉るれど、武士は女が指す方は見ず、動く腕と初音出す口許に心を入れて、言葉は此方の耳より其方へ通し、川があるやら、岡が立つやら、盲目者に繪圖を見するより、とんと覺束なし。

遠くより跡の音倉皇しくさせて、此處の前にはたと留り、馬の嘶きを後にして、逞入り來る二人の武士。休らふ武士と同じ樣の容姿したるが、平庭に蹲踞り、吐く呼吸世話しく、何處へ渡らせつるか、見失ひ申て只管に驚かされ、彼方此方と、林の中野の中を潜り歩きたれど、御後姿も見え申さず。慌忙心の心あらず、兩人して馬

を乘り回し、彼處の林を外れて眼を配れば、御乘替の栗毛、この門に尾を振るを見たり。されバこそ此處に、と馳せ附け申ぬ。心に心を附くるとも、油斷はならぬ世柄に、只一騎とは輕々し、いざ歸らせ給へ、御供と云ふ。

袖に籠めし移香掃へど去らず、袂留めらるゝやう我から思ひて、心弱々とあるを思、ひ返し、人の見る手前面目なしとてか、突と立ち上りて、甚く厄介を掛けつる、禮は後日に。と言葉短かく云へば、賤の女は物も得言はで平伏すのみ。此處千金、と後髮引かるゝを、鞍直す栗毛椽端に据ゑられ、詮術なく鬣掴んで乘り移れば、情なくも轡面二人して取つて、門の外に引き出し、御免。と一齊に禮をして、己等が乘捨ての馬を引き寄せ、手早くひらりと乘つて後ろに並ぶに、心殘しながら手綱緩むれば、栗毛は蹄に土を搔きけり。

家は遠ざかるか、林の次第に近づくに堪へ兼ねて、ふと後を顧視く眼に入るは先刻の女、門の柱に身を寄せて、殘り惜しげに此處を見たり。見るは女も魚心ありてか、と一際懷かしく、心むらむらとするとき、憎くや林奴が邪魔しくさりて、床しき姿を隱すに、綾藺笠の紐結ぶ眞似して上を向き、溜息そつと空に吹けば、物思へとや

離れ厂一羽、聲を飜して彼の方へ。

文林

水邊夏草　黒田清綱

根をたえし池のうき草うきながら
しげる夏にもなりにけるかな

舟中聞郭公　高崎正風

ほとゝぎす枕の上にこゑすなり
磯やまちかくふねはこぐらし

都　小出粲

心あるかぎりはこゝにつどひけり
みやこぞ人のにしきなりける

上毛野形名妻　谷勤

つまこもる城のへの嵐ふきたえて
高くきこゆるゆみはりのつき

衣通姫　鎌田正夫

はまもよるちぬの海べのひめ子松
まつほどいかに久しかりけん

渡水鶏　大口鯛二

里の子にわたりをとへば水鶏なく
かはかみさして敎へけるかな

堀忠俊の後室　佐々豊水

きみにつくす心のはしらふとければ

仰ぐもたかし加賀のしらやま

仁政如水　　税所敦子

なれてくむ筒井のしみづ深しとも
知らぬやみよの恵みなるらん

夏日　　小池道子

日ざかりに草かる賤もあるものを
あつしとのみやいひ暮すべき

福島少佐のこたびの大旅行につきて
よめる歌の中に　　江崎みさ子

しきしまの日本男子はこまとめて
こゝろうらるの月や見るらん

四季の風　　藍村秀

春

河邊になびく青柳の　糸のみだれの時あから
今日をさかりの櫻花　散らす風社つれなけれ

夏

あらの木影に立よれバ　梢の蟬もしぐれきて
うすき袂をふく風に　しばしは夏も忘れけり

秋

今朝きてみれば女郎花　いとも萎れて仇し野に
枕さだめぬ秋風の　ふきし跡こそ侘しけれ

冬

み山に雪やつもるらん　池にや氷結ぶらん
ねやの衾のすきまより　もりくる風の寒けしや

野路のゆふだち　　尾崎すう子

あかねさす日のおちゆくまゝ、　夕立風のすゞし

さに、いざなはれつゝ、ゆき〳〵て見れば、あなたの山の上より、くろき雲の、ひろうひろごりていづる。やゝ、あめもふりいでなんけはひあれば、とく家路にかへらんものと、おもひの外のうしろ手より、耳つぶるゝばかりのおと、すさまじうしたり。あはやと、物もおぼえず、

おそろしなかくまで何をいかづちの
かみなりわたるのぢのゆふだち

袖もしとゝに、ぬれとほれど、たのむこのもとだになき野はらなれバ、あさましとも、せむすべなく、またや、いなづまの光りもぞする。神やなりいでむゝと、おそる〳〵家路もとめて、たどりつきなむとするころは、やゝ、雨もかみもおとなくなりて、のこる日かげの雲間、さすがに、にはひやかなり。

とゞろきし空とも見えぬゆふだちの
なごりは袖のしづくなりけり

あさましき迄に。

雜報

●女子の普通學は、裁縫炊爨の事より始めて兒女の敎育、家内の齊理等、すべて、内に關する事をいふなり。さても、此等の外に、音樂、茶湯、生花なども入るべきか。これは、上流の人にのみ限れり。下さまの者には用なし。たゞ、かの諸禮式の事に至りては、上も下も、貴きも賤しきも、

おしなべて、學ばでは、得あるまじき事なるべし。禮の、此の世に必要なるは、今更言はず。まして、女は、優しく柔順なるべき者なれバ、その一言一行を愼みて、ことごとく、禮に外れぬやうにすべし。かくせでは、内の治まらむことも難かりなまし。されバ、この諸禮も、亦女子の普通學と謂ひつべきか。この普通學を措きて、音樂、茶ノ湯、生ヶ花等をのみ學ぶは、これ本末を誤れるなり。かゝる者、今の世に、ありや。なしや。

●奇特なる妻　本所邊に住みて、或る官衙に勤むる何某といふ者あり。其の性、あしといふ程にはあらねど、酒を嗜むこと甚しく、酔ひては、又、怒り狂ふ癖ありて、器物どもうち破るなどは、常の事なり。其の妻をば、いたくはしたなめ苦しむる事も、屡なりき。さて、この妻は、元賤しからぬ生まれにて、其の實の家は、今も富み榮えてありければ、父母も、いたく哀がり、離縁して、再、家に呼び還さむとしけるに、妻は、中々に聞き入れず、「夫の、酒飲みて怒り給ふは、いはゞ、病の如きものに侍り。わらはは、何所までも看護し申さむ。妾が一生の夫は、此の人より外に侍らず。一たび夫と定めしからは、たとひ、たしなめられて、命死ぬとも、志をば變へ侍らじ。さるにても、年取り給ひし故にや。此の程は、のみ給ふ酒の料も減じ、腹たち給ふ事も、元のやうにはあらで、いとゞ少くなりぬるが上に、その勢の衰へぬるこそ、心細く哀しく侍れ。盛に酒飲み、盛に怒り給ひし昔は、中々に、心強く侍りし物を」

といへば、父母も、せむ方なくて、その心に任せ置きぬとなむきゝし。昔は、さる女も、常に多かりしが、いと珍らし。今の世には、

●賞すべき看護婦（つゞき）　去年の八月二十六日は、森ひさを子が、彼の呱々たる愛兒を懐にして、薩摩丸に乘り込み、横濱を出帆したる當日なりけり。乳兒の爲には牛酪を用意し、その他看護婦のことにてありければ、繃褓の身のものなども、その程に用意しつゝ、さてかゝる旅にしありければ、海山のけしきにも心染まず、遠洲灘にかゝりては、却りて浮世のさがのあらきを思ひ、ひたすらに、幼兒の上に心おきつゝ、あくる廿七日の午後に、辛くして神戸につきぬ。まづ此處よりは程も遠からねバど、心おち入る間もなく、その日直に、かの岡山へ通ふ便船のありぬと聞きて、素より一時も早くと、其の地に心せかるゝことにてありけれバ、船路の勞にいたづきを重ねて、こたびは小蒸滊船に乘りて、一夜明石の浦かけて、あくる廿八日の午前五時頃、やうやく日夜志しぬる場所にはつきぬ。ひさを子の心にかゝりしは、態々岡山まで來りぬる上に、その育兒院の、滿院もなしをりたらんには、その時こそ何如がはすべけれといふことなりけり。されど、天この愛兒を憐み、はたひさを子の心根を、はしくやおぼしけん。豫期の心がまへは空しからずて、この愛兒は直に新設の育兒院に、とり入れらるゝ事となりぬ。ひさを子のこの時の喜びは、唯何となく涕にくるゝのみなりきとぞ。それより、あくる廿九日一日滯

在して、幼兒の後の事など、此レ彼レ取り賄ひ、翌卅日院長に萬事たのみおき、この愛兒に別れをつげて、歸帆の途に上りぬ。もとこれ他人のなせる兒とはいへ、生れおつるやいだきとりて、我が懐にはぐくみつるものなれば、その別れもいとかなしく、又幼兒も少しく物心つきたらん頃なりせば、この時の別れは、そもいかなりけんと。今にてひさを子の、その時のこと思ひ出でゝ、涕と共に語りいづることも折々ありとか。前後恰六日の時日を費して、卅一日の夕さり、大學の第一醫院にはかへりつきぬ。この事を聞き傳へて、誰はめそやさぬものはあらぬ中に、越後國長岡の豪商岸氏の妻吉子は、殊の外聞きめでゝ、三十圓とり出で、森氏に與へ、その心情を賞めたりとぞ。あさましくも、くだちにくだちたる今の世には、森ひさを子の如きは、實に賞すべき婦人と云ふべく、又岸吉子の如きも、その心情よみすべきものにこそ。

●新著　京橋區南傳馬町なる、吉川書肆が、發賣せる高等小學女子習字帖全八冊は、美筆の聞高き小野鵞堂氏が、小學敎則大綱に基きて、ものせるものなれば、筆蹟きはめて優美にして、文体亦なみ〳〵ならず、

又富山市上り立町、清明堂より發行せる、小倉百人一首(上下二冊)は、平井賴吉氏の著にかゝり、体裁うるはしく、解釋最親切なり、ことに一々讀人の小傳を擧げたるは、世の常のものにことなる所あり、

●孃等にもの申さん　諸孃が、來る月ごとの兼

題に、心をつくして、詠みいでられし歌、あるは、力をつくして書きなされし文など、贈らるゝは、吾人の殊によろこびに堪へざる所にして、常に、をしへの庭にをさめて、あまさゝれども、中には、はや、印刷にとりかゝりぬる後に來たるがあり。これ等は、いと惜しけれど、のすことを得ず、まことに、本意なきわざに侍れば、この後は、かならず、發行日の五日前に、本社へとゞかんやう。又すべて、歌文のいりたる來信は、上書に、（國光社編輯部）とあてらるゝか。或は、（原稿在中）とはし書きせらるゝやう、ひたすら、ねがはほしうてなん。

八千矛の、かみのみことや、わが大國、ぬしこそは、男にいませば、うち見る、島のさきゞゝ、かき見る、磯のさきおちず、若草の、妻もたせらめ、あはもよ、女にしあれば、汝をおきて、男はなし、なをおきて、つまもあし、あやかきの、ふはやが下に、むしぶすま、にこやがしたに、栲ぶすま、さやぐがしたに、あわ雪の、わかやるむねを、たくづぬの、白きたゞむき、そだゝき、たゝきまながり、眞玉手、たまでさしまき、もゝながに、いをしなせ、豐御酒、たてまつらせ、（須勢理毘賣命之御歌）

餘芳

みくるまのあと

ほそきながれは、谷をめぐりて、帯の如し。すなはち、通天の谷川の水上なり。夏秋のころなどは、ましていかならん。この東北なる山は、やがて、泉涌寺月輪御陵なり。かさなりたる山のすがた、松の木立のさまなど、うき世のほかのこゝちして、水のおとも、そゞろ寒きまでなんおぼえける。

花に酔ふはるのねぶりもさめにけり月の輪山のたきのひゞきに」などおもふほどに、宮、たゝせ給へバ、みあとにつきてたちいづ。かへさは、三條までは、もとの道をわたらせ給ひ、それより、烏丸を北へをれて、夷川をにしに、盲唖院へたちよらせ給ふ。例のおほんいつくしみふかき、御本姓にて、かゝるかたは、ことに、おほんかへりみ、ふかきなるべし。生徒のぬひものをはじめ、よろづのわざをみ給ひて、なにごとをか仰くださるゝならん。宮大夫の、たび〳〵御前にまゐりて、又生徒のかたに行かふさま、いとかたじけなし。みな、かたはのものにて、いづれ、あ

はれならざるはあらねど、かく、まちかくわたらせ給ふ、み光をやみのうつゝに、うかゞひ奉るめしひこそ、又なく、かなしきものはあれ。又み奉りながら、うれしとも、かたじけなしとも、いはれぬおしのみは、なか〳〵に、み奉らざらましゝはとも、おもふらんかし。北垣府知事もまゐりて、よろづつかうまつる。こゝにも、金そこばくをたまふ。そのゝち、かたはならぬをみなどの、琴などつかうまつる。このもののねに、すこしこゝちなほりて、おのれも、ものゝかげにきゝゐたり。しらべをはれば、これにも、祿たまひて、たゝせ給ふ。御所にかへらせ給へるは、三時過なり。今日は、このころまれなるよき天氣にて、みともの人々も、みな、うれしとおもひたり。おくりし奉りて、まかでぬ。明日は、又、疏水の通水式とかにて、うへ、宮、ともに、滋賀にいだますべきよし、仰いたさる。今宵は、村雲たゝよひながら、雲しづかにして、をり〳〵月のかげみゆ。

九日天氣ことによし。けふは通水式御覽ずとて、うへには、午前十時より、先滋賀縣廳にみゆきあり。宮は、ひるのおもの奉りて、十二時にいでたゝせ給ふ。みとも例の如し。たゞちに、大津の三保崎といふ處に、いらせ給ふ。こゝは疏水のみなも

とにて、舟だまりの川口なり。よもに川をめぐらして、島のやうなる處に、白きいさごしきて、かりそめのおましどころ、まうけたり。程なく、うへもわたらせ給ふ。竹のはしらに、よしずのやねなどして、めぐりには、たゞ、とばり、しきわたしたるのみなれば、浦風に吹あげられて、おまし處も、あらはにみえて、いとかしこし。されど、たまのうてなにのみ、なれ給へるおほん身には、かうさまに、つくれるも、なか／＼に、やうかはりて、をかしと御覽ずらんかし。うちわたす川、むかひの白洲にて、花火うちあぐ。水の上にたゞよひ行煙の、きえはつるまで、はる／＼と、みわたされて、いと興あり。うみのおもては、霞わたりて、かもめなどの、飛かふさま、いとおもしろし。西のかたは、三井寺、高觀音めのまへにみゆ。ちりのこる花の、もえ出たる若葉にまじれるが、おしなへたるよりも、なか／＼に、みどころあり。

教の庭

七月兼題　夏月

（天地人のほかは原稿到着順なり）

天

君にます友もあらしと手になれし　師岡須賀子
　あふきもすてし夏の夜のつき

地

つゆみかくひかりも涼し夏かりの　高井孟子
　玉江のあしのみしかよのつき

人

すゝしさのいつこはあれと山里の　勝家貞子
　青葉にやとるなつのよのつき

落ちたきち流るゝ水にかけくたけ　福木稲子
　すゞしく見ゆるなつの夜の月

あし引の山したみつをくむそてに　師岡千代子
　宿るもすゝしなつの夜のつき

池の面のはちすの露のさなからに　江崎みさ子
　やとるもすゝし夏のよのつき

山のはをすゝしくいつる夏の夜の　久保田律子
　つきのやとりはもゝ草のつゆ

夕立のはれにしあとの木の間より　松野賀津代
　みゆるもすゝしなつの夜の月

やま松のこすゑの月のなかそらに　臼井千代子
　見るよりなほも涼しかりけり

雨過きし庭のこすゑのつゆのまに　青木燦子
　すゝしく宿るなつの夜の月

七月五日兼題　納涼詞

天　江崎みさ子

書見るもものうくあそびするもいぶせき水無月の頃のたのしみは日入りはてゝのち吹風も月もすゞしき川の邊にゆきてすゞみするにしくことなしこのたのしみは水無月のみあらず一とせのうちのたのしみにもをさをさなかるべし月雪花と世にはめできこゆれどそれも見る人々のこゝろ〳〵によりてあるはたのしみあるはなげきあるはかなしむものあるをこのさゞなみよする川風と雲もさはらぬ月かげとはやむごとなき雲の上人もあやしき賤山かつも時にあへるも時を失へるも共にみな耳によろこび目にたのしむこれ實に古にいへる天下と共にたのしむ所のものなりましてこれをとるもとゞ

むるものなくこれを用ゐれどもつきざるに於てをやこれ妾のよろづのたのしみにましてたのしとするゆゑよしなり

地　　　　　福木　稲子

ながしといへどもかぎりある日のいつしか西の山にかたふきすいかいの竹にうちしをれゐたる夕がほのいまや咲かんと勢得たるさまいとなまめかし己もひるのあつさわすれがてらに樹の下に立よらんと團扇などとりつゝ庭のおもにうち出づれば家の後の竹むらさとふきくる風もたゞならぬにさそはれて飛びくる螢の二つ三つひかり見ゆるにひんがしの山の端よりほのめき出でたる月のそゝぎしみづの名殘の露にかげうつしたるさまとりどりにすゞしからぬはなしをりしもかなたに人ごゑして

くれゆけば月と風とをそやどしつゝ
夕べすゞしき小山田のさと

とさやうにひとりごつものありたぞやと見ればをさなき妹の同じ心に涼みつゝあるなりけり

人　　　　　勝家　貞子

晝の程の暑さ堪へがたきに夕立につれてさと吹きおこせたる風の袂をかへせばあふぎも打ち忘られて何心もなういと涼しかりもはらはぬ庭の小草のいぶせくしげれるに所えがほに結べる露の玉なしてきらきらとかゞやきわたるほど秋をならせる虫のしのびやかに鳴き出でたるこそ心ゆくさまあれや夕風の涼しさにいづこよりうかれきぬらん時おくれたる螢の一つ二つ遣り水の邊に飛びわたるもをかしと見る程に親しき友どとぶらひきたるいとめづらしくまづ此頃の暑さなどゐやをのべかしこまりもせではかなき物語するもまた一際心ゆく心地すいまし宵すぐる程にまち出でし山の端の月も池の面にさしわたりてみぎはの松風いと清う吹きかよひたるたとしへなう心も澄みて夏をわするるばかりになん

臼井千代子

春は曙夏は夜とむかしの人のめでたりしもげにさることになんみな月の末つがた暑さ堪へがたければ竹馬の友垣二たり三たり伴ひつゝ凉みせんもの

といでゆきぬ日もやう〳〵西にしづみ家々にくゆらす蚊遣火の煙うすれて立ちのぼり靑葉しげれる木の間よりそよ〳〵吹き來る風もいとすゞしく心も空にそこれかとなくさまよひありければ若竹のはさきに白き露さへおきたるいはんかたなしげにはと〳〵晝の苦さも忘れつべし折りしも二十日あまりの空なれば月をこふれどもせんすべなしさはあれど庭の遣水の淸う音してさながら胸を滌ふやうなり岸のあしの葉の末よりはほろ〳〵つゆのおつるに螢のむれて飛びちかひ光のうつろひたるなど水の底に玉ぬきみだしたるやうにていとをかしあはれ同じ心の人々に今宵のさまを見せまほしくてなむ

青木　燦子

冬は火を愛で夏は水を愛づるは大方の人心ならんかしされど己はわきて夏の水をぞ愛づることは夏の涼しさは冬のあたゝかさにましてこよなう好めばなりけりかのくろがねもとくるばかりの熱き日の夕まぐれ心知れる友どちと淸き流れに舟うけて月に棹さし風に詠ひさなきだに南郭先生の物しけん唐歌など想ひ出づる折りは晝の熱さも打ち忘れ心も身も涼しき心地するはげにえも云はれずなん

水の面に浮べる月に棹さして
遊ふゆふべはなつとしもなし

次號兼題

歌題……夕立

文題……舟中逍遙

來る九月當校附屬**高等女學校小學校生徒**を募集す詳細は當校に就き承合すべし

明治廿五年七月

女子高等師範學校

從二位伯爵東久世通禧公題字
從二位子爵土方久元公題字
從三位細川潤次郎公題字
宮內省掌典宮地嚴夫先生著

祭天古俗說辨義

一部代金十五錢
全國無遞送料

久米邦武氏祭天古俗說を史學會雜誌に掲け田口卯吉氏是に序跋を付して史海に轉載せしより世論囂々遂に久米氏をして自說の取消を廣告するに至らしむ然るに執拗頑迷の徒猶この妄說に惑はされて動すれば無禮の言を〇〇に加へんとすこゝに於いてか宮地嚴夫先生慨然之れを闢くに志し公務の餘暇夜以て日に繼き終に此の著を成す證據正確議論適切近來の好著述なり頑迷の徒宜しく之によりて惑を解く可し忠愛の士見て以て志を鞏うすべし

發行所　國光社

天賞堂時計及鎖發賣廣告

○懷中時計

瑞西國製

拾八金無双裏三枚蓋二拾一形龍頭卷時計甲價百三拾五圓●乙價百二拾圓●丙價百五圓●丁價九拾八圓●戊價八拾五圓●已價七拾圓●仝中硝子甲價八拾五圓●乙價七拾五圓●丙價六拾五圓●丁價五拾五圓●仝片硝子甲價七拾五圓●乙價六拾圓●丙價五拾圓●丁價四拾圓●仝拾四金無双甲價七拾五圓●乙價六拾五圓●丙價五拾五圓●丁價五拾圓●仝片硝子甲價六拾圓●乙價五拾五圓●丙價四拾五圓●丁價卅七圓●仝拾八金無双裏三枚蓋七曜及日指シ月ノ滿欵十二ヶ月付價百四拾五圓●仝價二百三拾五圓●仝コロノカラフ引打チ付價二百七拾五圓●仝價三百五拾圓

銀側無双裏三枚蓋二拾一形龍頭卷甲價四拾五圓●乙價三拾七圓●丙價三拾圓●丁價二拾五圓●仝中硝子甲價三拾五圓●乙價二拾七圓●丙價二拾圓●丁價拾五圓●仝片硝子裏三枚蓋甲價三拾七圓●乙價卅三圓●丙價二拾九圓●丁價二拾五圓●仝中硝子甲價二拾五圓●乙價廿一圓●丙價拾六圓五拾錢●丁價拾一圓五拾錢●戊價九圓五拾錢●已價八圓●仝鍵卷甲價拾八圓●乙價拾五圓●丙價拾一圓●丁價九圓五拾錢●戊價八圓●已價七圓

○米國製

拾八金無双中蓋付二拾一形龍頭卷甲價百拾五圓●乙價百五圓●丙價九拾五圓●丁價八拾圓●仝拾四金價七拾五圓●仝價六拾五圓●金着無双甲價三拾五圓●乙價二拾九圓●丙價二拾五圓●丁價拾八圓●銀側無双甲價二拾九圓●乙價二拾五圓●丙價二拾一圓●丁價拾六圓五拾錢●仝片硝子價拾五圓●仝價拾三圓五拾錢●仝價拾一圓五拾錢

○時計鎖

二拾二金三拾匁付價百拾六圓九拾五錢●同二拾五匁付價九拾九圓卅七錢五厘●同二拾匁付價七拾七圓八拾錢●同拾五匁付價六拾壹圓拾二錢五厘●同拾匁付價四拾一圓拾五錢●二拾金三拾匁付價百拾二圓●同二拾五匁付價九拾二圓五十錢●同二拾匁付價七拾四圓五拾錢●同拾五匁付價五拾七圓●同拾匁付價三拾九圓五拾錢●拾八金三拾匁付價九十九圓五拾錢●同二拾五匁付價七拾八圓七十五錢●同二十匁付價六拾三圓五十錢●同拾五匁付價四拾八圓七十五錢●同拾匁付價三拾四圓●十六金三十匁付價八十七圓二十五錢●同二十五匁付價七十一圓八十七錢五厘●同二十匁付價五十三圓五十錢●同十五匁付價四十四圓六十二錢五厘●同十匁付價三十一圓二十五錢●十四金三十匁付價七十九圓●同二十五匁付價六十五圓●同廿匁付價五十二圓五十錢●同十五匁付價八十圓五十錢●同十匁付價三十八圓五十錢●十二金三十匁付價七十圓七十五錢●同二十五匁付價五十四圓十二錢五厘●同二十匁付價四十七圓●同十五匁付價三十六圓三十七錢五厘●同十匁付價二十五圓七十五錢●九金三十匁付價五十七圓五十五錢●同廿五匁付價四十七圓十二錢五厘●同二十匁付價三十八圓二十錢●同十五匁付價二十九圓七十七錢五厘●同十匁付價二十一圓三十五錢●市外遞送費廿錢

東京市京橋區尾張町二丁目十八番地
電話三百三十三番

天賞堂

精華第七號目次

後陽成天皇御製詩

豐太閤遠征艦隊の圖

毎月一回發行
一冊代金六錢
全國無遞送料

女鑑第十七號目次

(遞信省認可)

社告

○代價は通貨又は郵便爲替小爲替銀行爲替及通運にて本社へ御直送之事○郵便爲替は東京麴町郵便局へ御振込可被下事○郵便劵を以て代金に換用せらるゝ時は一割増の事○別に領收書差出さず金員領收の上は直に女鑑を發送すべし若し强て領收證を要せらるゝ方は別に證書郵送料御送附の事○未稅の來書は一切受取不申候事

女鑑

每月二回五日廿日發行

定價壹冊金十錢
三ヶ月前金五十五錢
半ヶ年前金壹圓
全國無遞送料
廣告料五號文字廿三字詰一行十錢

明治廿五年三月十二日遞信省認可
明治廿五年七月四日印刷
同年同月五日出版

東京麴町區平川町五丁目十六番地
發行兼編輯人 西澤之助
同 印刷人 長屋基彥
同 發行所 國光社

(國光社印刷部印行)